
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第20巻第3号

2013年4月15日

もくじ

- [巻頭言「平和学会のこれから：いっそうの発信、交流を」 高原孝生（第20期副会長）](#) 2
- [追悼 越田清和 会員 勝俣誠](#) 3
- [追悼 村井吉敬 会員 中村尚司](#) 4
- [2012年度秋季研究集会概要](#) 5
- [分科会報告](#) 9
- [第4回全国キャラバン「脱植民地化のための平和学とは——北海道／アイヌモシリで考える」報告](#) 16
- [第5回全国キャラバン「法、人権、国際機構と平和の再定義」報告](#) 20
- [日本平和学会協賛事業 川崎市平和館の「企画展Plus3」報告](#) 23
- [大阪女学院大学国際共生研究所 「『国際共生』とは何か」報告](#) 25
- [2013年度 秋季研究集会自由論題部会（パッケージ提案）の募集](#) 26
- [2013年度 秋季研究集会自由論題部会（単独報告）の募集](#) 27
- [『平和研究』第42号の投稿の呼びかけ](#) 27
- [地区研究会報告](#) 28
- [日本平和学会第20期役員](#) 29
- [日本平和学会分科会および分科会代表者一覧](#) 30

巻頭言 平和学会のこれから：いっそうの発信、交流を

高原孝生（第20期副会長）

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」 他国との関係の中で、自国のありようを意識し、身を正すこと。つまりは国際社会の中で「他者感覚」を持つこと。日本国憲法前文のこの一節は、かつて敵国同士だった国の一つで少年時代の一時期を過ごした経験のせいだ。「われらとわれらの子孫のために・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」という一節と共に、特に私には印象の強い部分である。初めて読んだ中学生の頃、この前文を持つ憲法に何か勇気づけられるような気持を覚えたのを思い出す。そうした平和憲法が示す姿勢をとるよう政府に求めて続けてきた有権者の多くは、昨年12月、自民党と日本維新の会が大躍進した総選挙の結果に大きな衝撃を受けることとなった。

自公連立政権成立後の株価上昇と円安を受けて、主要メディアは政権運営を概ね好意的に報じる傾向がある。しかし、進まぬ震災からの復興、収束せぬ原発事故、外交の失敗による領土紛争の浮上、やまぬ経済格差の拡がり、教育の右傾化、危険な普天間基地一つ閉鎖できずにいるところへ「主権回復の日」記念式典を強行しようとする政権の不見識等々、ここで縷々述べ始めるまでもなく、未解決の課題や懸念されることは多い。そしてこの夏の参院選挙の結果によっては、本当に日本人は平和憲法を失うことになってしまいそうだ。自民党の憲法草案は昨年4月に発表され、インターネット上で見ることができるが、その立憲主義さえかなぐり捨てたような内容には、慄然とさせられる。新首相の唱えてきた「戦後レジームからの脱却」はご本人周辺の固い信条であり、単なるスローガンではない。莫大な国益の損失と同胞への迷惑をもたらしておいて、恬として恥じない「暴走老人」がいるが、現首相の「暴走」が許されれば、日本は国際社会で「名誉ある地位」を占めることなど、到底できない。

そもそも北東アジアの大国である日本に右翼反動政権が出現したということは、それ自体が国際的事件であ

る。しかし地域に走った緊張を、日本の為政者はさして気にとめていようには見えない。現政権は米国との「同盟」をことさらに重要視し、言葉の上で「価値の共有」を掲げているのだが、戦後日本のレジームチェンジを標榜することが他ならぬその米国に対する挑戦なのである。着任後さっそくの日米首脳会談を望んだ首相を、オバマ政権はしばらく受け入れなかった。ようやく2月下旬に実現した華府訪問では、通例の共同記者会見は開かれず、オバマ大統領は発言の中で、尖閣問題にも普天間基地問題にも触れなかった。現政権と距離を置きたいという先方の姿勢は明らかである。それにもかかわらず、なぜか日本の主要メディアは、「日米同盟は完全に復活した」と述べ立てる昂揚した首相の姿ばかりを報じた。外から見た日本と自己イメージとの間に、大きなギャップが生じつつあるようにみえる。国民が政治リーダーを選ぶ上で、これは深刻な問題ではないだろうか。

国際社会の一員としての日本という観点から気になるもう一つの例は、新大久保や鶴橋で現出しているレイシストのデモだ。他国では犯罪となるような暴力的な言辭を弱い立場のマイノリティに口汚く投げつける醜い光景が、日本のイメージをどれだけ損ね、海外在住の同胞に迷惑をかけることだろうか。これを野放しにするようならば、過去を反省している、という日本人の言辭は、不誠実に聞こえるばかりだろう。インターネットを通じて呼びかけられたカウンターデモがレイシスト団体を圧倒し始めたというのは明るいニュースだが、油断はできない。

NATO (No action, talk only) ということが、日本に対して言われているという。40周年を迎えた平和学会は、いっそうの研究の充実に加え、アクションとしての発信と交流を心がけたい。発信と交流の相手は国内にとどめてはいけない。携わった諸会員の尽力で、昨年秋、三重大学を会場として国際平和研究学会の総会が20年ぶりに日本で開かれ、それにリンクするかたちで秋の研究集会も開催された。成果はこのニュースレターで報告されるはずだ。これを引き継ぐべく、私たちは心をひきしめて新しい一年を迎えよう。

二会員への追悼文

越田清和会員が本年2月5日、そして村井吉敬会員が3月23日に逝去されました。越田会員は16期に渉外委員会委員長を務めた他、理事を歴任され、さらにその多面的な市民活動は平和学会にも実践に向かうエネルギーを与えてくださいました。村井会員は理事を8期連続で務め、16期には会長に就任、その際に平和学会賞、平和研究奨励賞の制定に尽力されました。また『エビと日本人』などの著作で学会内外に大きな影響を与えました。このかけがえのない二人の会員のご冥福をお祈りすると共に、追悼文をここに掲載いたします。

追悼 越田 清和 会員

越田会員の追悼文ーコシダさんのくれた3つの学び

勝俣誠

越田さんの追悼文の打診を学会事務局から頂いたとき、一瞬戸惑いました。なぜなら、私が彼に本格的に出会ったのは確か1989年に北海道で開催された二風谷フォーラムだったかと思います。それ以前から越田さんの北海道時代も含めて、彼を語る友人は数多くいるはずですが。私は彼と共に歩んだと言える運動仲間でもありませんでした。

なのに、自分が追悼文のお誘いにハイとすぐ引き受けていいのだろうかと思いました。彼とともに考え、持続的に闘った友人・会員はいないのか、そう考えました。と同時に、「僕は書けません」と無下に断る傲慢さも感じました。

結局、別のネットワークで、彼の多くの友人が寄稿した追悼文集(インパクト出版会で近く出版とのことです)に一人の寄稿者として書いたことと重なるかもしれませんが、引き受けました。

平和学と平和運動の視点から越田さんの知識人としてのスタンスの3つの特徴について述べさせてもらいます。

“脱制度型知識人だった越田さん”

第1は、彼は、現代の制度によりかかからないで考え、かつ行動した知識人でした。確かに彼の亡くなる寸前まで北海道の大学の非常勤講師を務めていましたが、主たる活動はいわゆるアカデミックなキャリア形成とは程遠い知識人のスタイルをとっていました。

大学人による時代の危機についての分析や提言の言論・行動は日本の近現代でも大きな役割を果たしてきました。しかし、今日、大学そのものが、時代の直面する平和の危機ないし課題に対して、どこまでその知的使命を果たしているかは不透明となっています。

「大学改革」が叫ばれていますが、その多くは、国家および市場効率主導です。しかも少子化により、制度としての大学は、しばしば学生を大学知の消費者ないし購入者として位置づけだし、英語留学、企業インターン

というキャンパス内の授業や演習以外のサービスも競って提供するようになりました。



(右写真)
第4回全国キャラバンで報告する越田さん
(北海道大学、
2012年8月30日)

越田さんは、こうした制度の生き残り策として時代の変革よりも時代への適応を前面に出す知的生産の自律性の危機を感じていましたが、制度の内側には身を置いていませんでした。

だからこそ、平和学の研究者が作る平和学会という知のコミュニティでも、非大学人として、より自由な発言と提案と行動ができたのかと思います。

これは持論の学問上の優越を競い合うのではなく、より人間的な世界を会員同志の研究の促進と共有によって目指すという価値指向の平和学会にとって、市民運動からの分析・提言として力強い知的刺激を会員に与えてくれたのではないかと思います。

“今の生き方に未来が宿っている”

第2は、彼の今風に言えばスロー生活スタイルです。手段は目的を正当化するという考え方は、よりよい世界に向けての変革運動の営みにおいて、しばしばその目的のためには非人間的な他者の扱いや暴力を仕方がない

ものとして認めてしまうことです。

私の知る限り、越田さんはそのような、ともすると目的を達するために少々痛いことを遣っても構わないと考える友人ではありませんでした。それどころか、基本的に非暴力・不服従の原則を貫いた方でした。私からしてみれば、彼が日々実践する食べ方や人の接し方は、きわめて緩やかで、相手の言い分を丁寧に聞く余裕のある(=豊かな)生き方をしている友人でした。

「手段は目的を規定する」。あの高度成長期の1960年代から日本の社会・文化運動で決定的役割を果たした住民運動やエコロジー運動の系譜に彼の生活スタイルは位置づけられると思います。今の食べ方、他者との接し方、運動のやり方そのものの中に、来るべき世界のあり方がすでに見えるのだというラジカルな思想(今すぐ、ここで、hic et nunc)を身をもって生きたのだと思います。

追悼 村井 吉敬 会員

追悼文

中村尚司

村井吉敬さんは、まことに不思議な人物である。いつの間にか、知らず知らずのうちに私の人生を左右してしまった。もともと生まれ育った境遇も、学んだ教育機関も、働いた職場もまったく共通しない。年齢も私が5歳、年上である。わずかに5歳とはいえ、私たちの世代にとって、5年間の差は大きい。戦争の最終段階に、疎開先で国民学校初等科に入学した世代と、戦後教育しか体験しない世代の違いである。大学4年生で安保闘争や炭鉱閉山阻止闘争の高揚期を迎えた私たちと、学生運動の混迷期や労働運動の退廃期に青春を送った村井さんの世代との差は、単なる時間の長さで表現しきれない。

アジア経済研究所という国策調査機関で働いていた私は、何かの研究会で村井さんと顔を合わせていたかもしれない。とはいえ、私はスリランカの経済調査、村井さんはインドネシア社会の研究者だった。お互いに記憶に残る対話をしたとも思えない。私が38歳の頃、村井さんから話したいという連絡があった。約2年インドネシアに出かけるため、香港に本部のあるARENA (Asian Regional Exchange for New Alternatives) というNGOの運営委員を代わってくれないかという相談である。私はありふれた御用学者で、海外経済協力基金(OECF)や国際協力事業団(JICA)のフィジビリティ調査等を引き受けてはいたが、NGOについては経験がなかった。なぜ村井さんから依頼を受けるようになったのか、いまだにわからない。おそらくは鶴見良行さんか、内海愛子さんの推薦であろう。

軽い気持ちで引き受けた村井さんの代行が、係わる団体が変わったものの、なぜか人間的には今日まで続いて

“平和学の課題を豊かにした”

そして、3つ目は、彼の時代のもっとも平和を必要とする人への視点です。彼は特に、アジアの先住民の大義に大きなエネルギーを注ぎました。国際平和の主要課題は、冷戦時代まで、国民国家間の平和的利害調整の問題でしたが、越田さんは、国民国家の擬制のもとで国家の庇護からもっとも見放された、ないし国家によって弾圧されてきた人々の尊厳の回復にいつも注目してきました。北海道、フィリピン、東チモールなどで、彼はこれらの人々に寄り添い、ともに闘うことで、平和学の地平をより豊かにし、それによってより普遍的価値を高めることに貢献したのだと思います。

こうしたことから、私は平和学会会員として、この同僚・会員に感謝したいと思います。

しまっている。香港に行ってみて驚いた。私の慣れ親しんだ国策調査の世界とは大違いである。そのころ、広くアジアをカバーする開発独裁批判の交流組織は、スラク・シヴァラクサさんをリーダーとするACFOD(バンコク本部)とARENAだけであった。運営委員は全員35歳以下で会った。会長には30歳を超えたばかりのスリチャイ・ワンゲーオ氏(タイ人の元東京大学留学生)、事務局長にはインド人のローレンス・スレンドラ氏を選出した。最年長の私から、運営委員の40歳定年制を提案し、可決された記憶がある。

ARENAは、おもにオランダや西ドイツの財団から支援を受けていたが、いつも金欠病だった。事務所の家賃や定期刊行物の印刷費も滞っていた。博打嫌いの私が、競輪事業の助成金を申請し、1千万円をもらったほどである。国際交流基金や日本学術振興会などの国策機関から派遣される場合と違って、貧乏団体の運営委員に経済的な利得は何もない。旅費も滞在費も自腹で行くことが多い。村井さんとの出会いがきっかけで、そんな渡世人の世界に足を踏み入れ、いまだに抜け出せていない。不思議な魅力のある人物だ。

2年後に復帰した村井さんは、ARENA会長に選ばれ苦労が続いた。しかし、今度は私がスリランカへの長期滞在に逃げてしまった。どのような内紛や経済的な苦境に直面しても、感情を表に出さず、妥当な解決案を模索する村井さんの姿を遠くから眺めていた。東京では、長くアジア太平洋資料センターの代表を引き受け、『オルタ』誌の存続に心血を注いでいた。



バイクタクシー（オジェ）に乗る村井さん（インドネシア・マルク州セラム島、2011年2月4日、撮影・長津一史）

そのあと村井さんとは、いろんな調査旅行と一緒にするようになった。西川潤団長のもと、中国少数民族を訪問する旅は楽しかった。PARCのエビ研究会ではよく合宿し、議論を重ねたものである。圧巻は、村井さんが知人から借り上げた貨客船に乗って、スラヴェシ海からアラフラ海まで53日間をかけたヌサンタラ航海の日々であった。西陣の貧民街で育った私と異なり、日本

一の煙草王で明治期の高額納税者の家系に生まれた村井さんが、なぜ「いま、ここ」を抜け出そうとするのか、いくぶんか解るようになった船の旅でもある。

ピープルス・プラン21（PP21）の集まりでは、水俣に通うことが多くなった。水俣病患者会の人々との話し合いで、村井さんを一番感動させた言葉は、「じゃなか婆」である。その意味は、いまこの暮らしから抜け出し、人間らしい暮らしのできる世界を目指すことである。普通の納税者の眼から見たODA批判の活動、学者研究者の団体にとどまらず民衆運動を支える日本平和学会の改革、インドネシアから独立する東チモールの支援など、いずれをとっても現状を抜け出したい、という村井さんの思いが届いている。香港の“New Alternatives”、PARCの『オルタ』、水俣の「じゃなか婆」に貫通する営みこそ、歩きながら考える村井さんの真髄である。

広い草原で蝶々を追いかける少年、それが私の目に映る村井吉敬の姿である。一緒に旅をしたり、支えたりした運動のかずかずを振り返ると、オルタを目指す村井さんがいなかったら、私はそのいずれにも参加しなかったに違いない。理想を追いつける若い友を失った私にとって、残るのは言いようもなく悲しい余生である。

2012年度秋季研究集会概要

テーマ

グローバル化した世界における平和と正義を目指して：アジアからの視点

部会（分科会からの立ち上げ部会）「琉球独立と平和学」

パネラー：松島泰勝（龍谷大学）「琉球の脱植民地化、独立、平和—琉球は「日本固有の領土」なのか—」

パネラー：富山一郎（同志社大学）「独立 について—日本の国家主権からおりるといこと、琉球民族の主権を獲得するといこと—」

パネラー：友知政樹（沖縄国際大学）「MV-22オスプレイの琉球（沖縄）強行配備にみる琉球（沖縄）差別—第五次琉球処分の視点から—」

コーディネーター：竹尾茂樹（明治学院大学）

ディスカッサント：青柳寛（国士舘大学）

このパネルは「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和」分科会による開催で、2010年度秋期研究集会において企画された「人民の自己決定権と沖縄—自治・独立・平和の実現を目指して」を引継ぐものであった。2011年の東日本大震災や福島原発事故などの大きな社会の変動を経験しながら、琉球をめぐる状況にはどのような変化があるのか、ないのか。日本や東アジア・アメリカを含む政治と社会の情勢の中で、複数の視点をもって分析と検討を行うことを目指した。パネルは 松島泰勝（龍谷大学）「琉球の脱植民地化、独立、平和—琉球は「日本固有の領土」なのか—」、友知政樹（沖縄国際大学）「MV-22オスプレイの琉球（沖縄）強行配備にみる琉

球（沖縄）差別—第五次琉球処分の視点から —」、富山一郎（同志社大学）「独立 について—日本の国家主権からおりるといこと、琉球民族の主権を獲得するといこと—」であり、ディスカッサントに青柳寛（国士舘大学）を迎えた（敬称略）。部会の前に寄せられた青柳のまとめによれば、このパネルの共有する問題提起は1）琉球の人々の自己決定能力の獲得を再確認すること（self empowerment）2）琉球の置かれてきた植民地的状況を黙視してきた日本社会の常識の転覆を求めること

（paradigm shift）3）国連や国際法で認められている先住民族の自己決定権の行使を琉球にも適用して、国際社会の認知を求め、琉球の未来についての具体的な構想

を示すこと、の3点である。

松島は、近現代における琉球の政治社会的な位置を総覧しつつ、琉球が日本と米国の両方に対して植民地の状況にあることを確認した。その上で、広域に及ぶ米軍基地の偏在などを解消するためにも、自己決定権行使の一つの可能性として琉球独立があることを論じた。また東アジアの安全保障維持、あるいは琉球の経済開発に関する懸念についても、他の島嶼国家の例などを示しながら、独自の政策と自立への模索が可能であることを示した。

友知は、米軍の海兵隊に配備される垂直離着陸輸送機 MV 2 オスプレイが2012年10月に沖縄に配備され、訓練を開始したことに焦点を当て、地元メディアの報道を克明に紹介しながら、日米両政府が地域住民の懸念や反対をいかに蔑ろにしなが、配備の強行を行ったかを分析した。同時にこうした住民不在の軍備強化が繰り返される歴史的あるいは構造的な問題を指摘して、「第5次琉球処分」と位置づけた。また友知はこうした状況への総合的な分析と関与のためには「琉球独立総合研究会」の設立が求められ、現在準備中であることを披露した。

これに対して富山は琉球独立問題の立て方そのものを問い直した。国家形成の主体となる、領域や民族を指定するプロセスにおいて、逆に現存する国家や資本主義の構造そのものをなぞることになって、こうしたシステムを崩して行くような根源的な「敵対性」を開く可能性を封じてしまうのではないかと、という。そして富山が提

示したのは、琉球において国家システムからも資本主義からも外部化されてしまった、土地も持たない流民とも言うべき人々のもつ意味である。それは蘇鉄地獄を経験した後に、琉球を去り他の地域に移動した人たち、あるいは奄美諸島が琉球から分断されて、逆に沖縄に底辺労働者として移住する人たちである。これらの人々と「琉球の独立」はいかに結びつくものであるのか？国家と資本による包含と排除の構造が形を変えて再編されつつける中で、周縁化され、貪られる「植民地」状況からの離脱と解放がどのような道筋によって可能になるのか、という問いかけがなされたと考えられる。

会場からは、以上の論議を踏まえつつ、軍事化と結びついた世界資本主義システムとこれを支える制度の批判から、具体的な地域における制度改革についての議論に結びつけることがよく見えて来ないという指摘もなされた。著者は、一連の議論を聞きながらG.オーウェル『1984』の中で、強靱な国家システムに絡めとられて行く主人公が、解放の可能性は、周縁化されて労働力のプールにもなっていない「プロレ」にのみ希望を託していることを想起し続けていた。

「沖縄問題」の出口の見えにくさが増す一方で、知的な分析の方法と現実関与の可能性について、平和学はなにが提供できるのであるのか？さらに今後の議論の重層化と深まりが必須である。

(竹尾茂樹 明治学院大学)

(開催校部会) Round Table“Towards a just and peaceful regional order in Northeast Asia: How we can learn from the Helsinki Process?”
Speaker: Francis Daehoon Lee, Sungkonghoe University, Republic of Korea
Szu-chien Hsu, Institute of Political Science, Academia Sinica, Taiwan
Masataka Nakauchi, Osaka University, Japan
Noboru Miyawaki, Ritsumeikan University, Japan
Chair: Noriko Sado, Hiroshima Shudo University, Japan
Working Language: English

日本平和学会の創設40周年を前にして、学会のさらなる発展を目指したさまざまな取り組みが始められています。学会活動の国際化はその取り組みのうちの一つです。このたびのラウンドテーブルは、国際化を目指す努力の一環として、企画されました。具体的には、諸外国の平和研究者と日本の平和研究者とのネットワーク形成を意識した企画です。そのためスピーカーには日本の平和研究者に加え、韓国および台湾の平和研究者を迎え、対話の機会としました。このたびの秋季研究集会は、IPRA（国際平和研究会）と連続した日程で開催されました。そしてこのたびのラウンドテーブルのスピーカーと参加者が、翌日に開催されたIPRAの研究大会における日本平和学会提供パネルを通じて、継続的に議論を深めることが期待されつつ企画されました。

北東アジア地域は、軍備拡張、核兵器拡散、領土をめぐる対立など、さまざまな課題を抱えています。このたびのラウンドテーブルでは、北東アジアに公正で平和的な地域秩序をもたらす道を探ることをねらいとしまし

た。そのためのアプローチとして、あらためて欧州の経験、とくにヘルシンキ・プロセスをひも解くことで、北東アジアへの示唆を得ることとしました。秋季研究集会が開催された2012年秋は、おりしも中国や韓国と日本の間で、領土問題を契機として国家間関係が悪化し、地域的な緊張が従来になく高まっていました。このような状況を受け、ラウンドテーブルではまず、各スピーカーより北東アジア地域の状況をどのように捉えているのかの現状分析を行い、そののち、欧州のヘルシンキ・プロセスからの示唆を導き出す展開としました。そして、これらスピーカーによる分析と検証ののち、参加者との質疑により、議論を深めることとしました。

北東アジア地域の現状について、Lee氏より、経済関係と安全保障環境の分断、共通の価値の欠落

市民社会の脆弱性が指摘されました。Hsu氏からは中国の指導部の交代に伴う変化と台湾コミュニティの複層化が指摘されました。また、中内会員より、安全保障のジレンマ状況にあること、プレーヤー間に不信感が

根強いことが強調されました。そして宮脇会員より、冷戦期の欧州の状況と現在の北東アジアの状況の類似点が指摘されました。

ヘルシンキ・キプロセスに対して中内会員より、制度作りによって地域の安全を強化してきた過程が示されました。その背景として中内会員は、東西間が共存する必要性を欧州諸国が強く共有していたことを指摘しました。宮脇会員は、冷戦期においては人権規範をもちいたトランスナショナル・アドボカシー・ネットワーク(The Transnational Advocacy Networks)によるブーメラン戦略が功を奏して東側の変革を促したことや、冷戦後は紛争予防や民主的価値の促進を目的としたミッションの積極的な活用により紛争予防や緊張緩和には成果を上げたこと、加盟国の拡大により安全な地域を拡大していることを指摘しました。Hsu氏は、ヘルシンキ・プロセスが国境線の不可侵や内政不干涉を確認すると同時に、人権と民族自決の保障を確認したことが、長期的に効果をもったことを指摘しました。そして地域内で価値や原則を共有することの重要性を指摘し、市民社会や専門家の責任を強調しました。Lee氏は、ヘルシンキ・プロセスからの教訓として、アジェンダ・セッティ

ングの重要性を指摘し、併せて市民社会の役割の重要性を指摘しました。

スピーカーの間での議論や参加者との質疑を通して本ラウンドテーブルは、ヘルシンキ・プロセスから北東アジアへの示唆を得るといふねらいに対して、次の三つのことがらを導きました。第一に、ヘルシンキ・プロセスが採用した政府間／制度的アプローチ(Governmental/Institutional Approach)は北東アジアにおいても有益でありえるが、その有効性はアジェンダ・セッティングに依存する。基本的な人権は中国を含めたすべてのアクターが共有する価値であり、政府間／制度的アプローチのアジェンダとして有益である。第二に、政府間／制度的アプローチは時間がかかりすぎるものであり、このアプローチとともにボトムアップ・アプローチ(Bottom-up Approach)もさらに活性化させる必要がある。ボトムアップ・アプローチにおいて人々の声を一つにまとめるために市民社会は重要な役割を果たすが、市民社会に対して批判的精神で向き合うことが不可欠である。第三に、私たちは今すぐ行動を起こす必要がある。

自由論題部会 1

報告者：杉木明子（神戸学院大学）「トランスナショナル化する『国内紛争』と『マイクロ・リージョン』：北部ウガンダ紛争の事例から」

報告者：山根健至（立命館大学）「フィリピンにおける『参加型治安部門改革』の試み：安全保障分野の民主化と市民社会の役割」

討論者：栗本英世（大阪大学）、石井正子（大阪大学）

司会者：戸田真紀子（京都女子大学）

第二次世界大戦後の紛争はほとんど「国内紛争」であるが、反政府武装勢力の55%が自国以外に拠点を置き、紛争が近隣諸国に拡散している。北部ウガンダの反政府勢力である「神の抵抗軍(LRA)」が始めた「北部ウガンダ紛争」も、1980年代後半にウガンダ北部のアチョリランドから始まり、1994年頃から南部スーダンへ、2005年からコンゴ民主共和国東部へ、さらに2008年末頃に中央アフリカ共和国へ拡散した。杉木報告によれば、ウガンダ対スーダン、コンゴというライバル関係があったことと、コンゴと中央アフリカが「失敗国家」であったことなどが紛争拡散の理由である。「北部ウガンダ紛争」解決のためには「地域協力」が必要であるが、政治指導者たちの紛争を解決する政治的意思が欠如していることに加え、周辺諸国が軍事作戦を主導するウガンダに対する不信を持っていることから、アフリカ連合や米国の関与があっても、地域協力が進まないことが指摘された。さらに、地域協力の枠組みとしては、「機能主義型アプローチ」よりも「対話・コンセンサス型アプローチ」が効果的であることが提起された。

杉木報告の討論者である栗本会員からは、ウガンダ北部と国境を接しLRAの活動地であったスーダン南部でフィールド調査を行っていた時の経験やLRAの実態についての説明がまずあり、その後、軍事的殲滅以外の選

択肢はないのか、南スーダンからコンゴ北部、中央アフリカ東部、スーダン西部ダルフルまでの広大な地域（日本の倍ほどの面積がある）を「マイクロ」と呼ぶのか、LRAはなぜ25年も継続しているのか、軍事的殲滅以外の選択肢はないのか、指導者を殺害・逮捕すれば解決するのか、責任者の処罰はどうするのかなどの質問があった。

独裁政権期に肥大化した国軍などの治安部門の改革は、どの国においても困難な問題を抱えている。山根報告が事例としたフィリピンにおいても、マルコス政権の長い独裁時代にわたって、さらにはマルコス政権並みに腐敗していたアロヨ前政権期にも、治安部門による人権侵害が問題になった。すなわち現在のフィリピンでは、独裁政権期に肥大化した治安部門が政治から撤退し役割を縮小する過程で、人権侵害を抑制し法の支配を遵守させるという体質改善面の治安部門改革が求められている。そうしたなか、現在のベニグノ・アキノ3世政権下では、国内安全保障政策である「バヤニハン」において、「利害関係者の関与の制度化」として、治安部門改革への市民社会の参画が進められている。それが可能となった要因として、報告では、アキノ大統領の政策スタンス、国軍内の志向の変化、大統領の国軍人事などが指摘された。さらに、国軍の作戦の作成、実施、評価の各

段階に市民社会アクターが参加している状況が検討された。山根報告はアキノ政権が行っている治安部門改革を安全保障分野の民主化（市民参加）の一例とし、この参加型治安部門改革によって、市民社会アクターの監督・政策提言能力の向上などが期待できること、加えて、いくつかの課題を明らかにした。

山根報告に対して討論者の石井会員からは、まず、フィリピンでは市民社会が分裂しており、特に、左派のNGOは共産党、新人民軍に近いという感想が示され、報告者の山根会員からは、左派はバヤニハンを全く評価しておらず、分裂はしているが、それぞれ役割を担っていると客観的にみているという回答があった。

続けて、石井会員からは、バヤニハンの実効性（市民

社会、国連の報告書によれば、アキノ政権下でも、国軍の超法規的殺害や拷問は減っていない）、CMOについての評価（人道支援として村に入って、ゲリラの指導者を捕まえるための隠れ蓑にされる）、アロヨ政権下で肥大化した準軍事組織の扱いなどについて質問があった。

フロアからは、LRA 掃討作戦における AU と狙いについて、ウガンダ政府の方針について、LRA が達成しようとしている目的について、フィリピンと沖縄の比較について、フィリピンのメディアと政府との関係について質問があり、活発な議論があった。皆様のご協力に感謝申し上げます。

（戸田 真紀子）

自由論題部会 2

報告者：中村都（追手門学院大学）「人権としての平和の追求：カナダ先住民の事例を中心に」

報告者：永井義人（広島市立大学）「日朝関係と鳥取県における北朝鮮との地方間交流」

討論者：松田哲（京都学園大学）、佐竹眞明（名古屋学院大学）

司会者：大津留（北川）智恵子（関西大学）

自由論題部会 2 では、中村都会員（追手門学院大学）による「人権としての平和の追求：カナダ先住民の事例を中心に」と、永井義人会員（広島市立大学（院））「日朝関係と鳥取県における北朝鮮との地方間交流」の 2 本の報告があった。

中村会員は、多文化主義の進んだ国という印象の強いカナダが、歴史的に先住民の文化を抹消しようとする同化教育政策をとっていただけではなく、近年においても国連先住民の権利宣言に腰が重いなど、積極的に先住民の権利を守ろうとしていない実態を、所得や教育水準、自殺率などの統計や現地での調査をもとに指摘した。具体的にはマスキームの墓地の保存を巡る対立と、ブリティッシュ・コロンビア州と条約交渉中のフーコミーナムの、文化・伝統を営む場としての伝統的領域に関する米州人権委員会への訴えを取り上げ、先住民が自分たちの祖先が集団所有していた土地に住む権利が、その土地の豊かな資源を利用したい連邦・州政府によって損なわれている構造を描き出した。その上で、文化的、伝統的な生活を行うことは奪うことのできない人権であるという視点から、カナダの先住民問題が解決に向けて進むべきであるとの報告であった。

永井会員は、国交のない朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）との間で、鳥取県の片山善博知事（当時）が独自の交流関係を築いていた事例を取り上げ、国家の外交と並行する地方間交流の可能性と限界を提示した。2002 年 9 月の小泉純一郎首相（当時）の訪朝に先立ち、2000 年に片山知事は北朝鮮との地域間交流を始めたが、それは地域益の観点であると同時に、「一本しかないパイは詰まりやすい」という発想にも立っており、地域間の交流が国民意識に影響し、日朝関係の土台を変えることで、日本や北朝鮮、さらには北東アジアの平和につながるという大きな観点にたつものであったと指摘した。また県レベルだけではなく、境港市と元山市との間でも、1992 年に友好都市協定が結ばれ、交流が行われ

ていたにもかかわらず、小泉首相の訪朝後、交流が中断し、2006 年 10 月の核実験によって同協定が破棄された経緯も紹介された。地方間交流は国家レベルの外交の影響を受けざるを得ず、地域発の関係が国家外交を一方的に補充しようとしても限界があり、むしろ両者の間に双方向的な相互作用を生むことで、日本の外交の幅が広がることを示した報告であった。

中村報告に対して、討論者の松田哲会員（京都学園大学）からは、スリランカの先住民の事例との比較がなされた上で、カナダにおける先住民問題がアメリカなどと比べて特異な点は何か、ケベック問題を抱えたカナダにおいて先住民問題は分離独立につながる問題だったのか、なぜ多文化主義の進んだ諸国が国連の先住民の権利宣言に否定的なのか、先住民が実質的に求めるものは何であるのか、人権が回復されれば先住民の抱える社会問題は解決するのかなどが問われた。中村会員からは質問をまとめる形で、表面的に多文化主義が謳われながらも、先住民が自尊心を奪われるなどして、政府との力の差があまりに大きかったため、実質的に先住民の声が反映されてこなかった実情の説明があった。また、自治を求める先住民も少なくなく、言語などのアイデンティティを守り続けることや、奪われた土地を利用できることで自律的な生活を取り戻したいという希望があることが述べられた。

永井報告に対して、佐竹眞明会員（名古屋学院大学）から、国家のみが外交を行っているのではないという興味深い報告であり、同時に環日本海交流で現在、北朝鮮だけが抜け落ちている状況が残念であるとの指摘があった。その上で、自治体外交は他にもある中で鳥取県の特徴とは何か、政府や関係者以外の鳥取県民の地域間交流への反応はどうだったのか、地域間交流と国家の外交を双方向的にするには何が必要なのか問われた。永井会員からは、理念ではなく地域益という実利に発している点が特徴である、県民の意識調査はないものの、議会

などの発言から、小泉訪朝までは好意的で期待も持たれたが、その後は拉致被害者への配慮が加わらざるを得なかった様子が描かれた。また、国家の外交との関係では、国家に鳥取県が北朝鮮と交流をしていること自体への認識がほとんどなかった点が指摘され、地方分権が進む中では状況が変化していくのではないかと述べられた。

フロアからも活発な議論が展開された。中村報告をめぐっては、カナダの平和維持軍が現地や軍内部で人種差別的であることと先住民政策に関連性があるのか(木村会員)、先住民の間でも分断があるのだろうか、連邦と州あるいは州ごとにも違いがあるのか(吉田会員)、先住民は土地と家を戻してもらい、安寧な家族と地域社会を求めている(桂会員)、法治国家における土地所有と先住民の土地への価値観はどういう関係なのか(田中会員)などの質問やコメントがあった。永井報告をめぐっては、捻じ曲げられた国益によって地域間交流がつぶさ

れたのではないかと(木村会員)、最大の特徴は国交のない国との交流であろう、結局地域間交流が途絶えたのは国家の影響なのか世論の影響なのか(吉田会員)、島根県の事例と比較するとどうか(桂会員)、リージョナリズムがナショナリズムに絡み取られ、人々や運動が抗っているようだ(中山会員)などの質問やコメントがあった。

自由論題の二つの報告であるため、異なる事例と問題関心に発しているものではあるが、国家という上からの目線の政策と、先住民や自治体という下からの目線の動きという構図が重なりあうものであった。最後に平和研究として、報告者がどのように研究を展開する方向性が述べられ、討論者からも総括的なコメントをいただいで、部会を終了した。

登壇者と最後まで参加していただいたみなさまに、お礼を申し上げます。

分科会報告

□「平和と芸術」分科会

報告 田中 勝(現代美術・映像作家)「『芸術平和学』の構築のための一考察—造形芸術が果たす平和への役割」

報告 藤田明史(大学非常勤講師)「『芸術平和学』の可能性—平和学の立場からの考察」

応答 奥本京子(大阪女学院大学)

司会 福島在行(平和博物館研究者)

本分科会では、「芸術平和学」なる学問分野が成立可能であるのか、可能とすれば如何なる研究と実践が必要であるのか、を議論するための考察を二つの報告を通して試みた。

田中勝(現代美術・映像作家、東北芸術工科大学、NPO法人ART Peace)は、『芸術平和学』の構築のための一考察：造形芸術が果たす平和への役割」と題し、被爆二世の芸術家としての活動報告がなされた。造形芸術が果たす平和への役割の考察にあたり、「平和のアーティスト作品」を選別するなかで炙り出されたことは、共通点として「他者の痛みに寄り添っている」ということ、換言すれば、「最も苦しんでいる声に耳を傾けている」ということ、そして、『芸術平和学』とは、人間の良心に訴えかける精神の覚醒」として作用しているということが報告された。まず、「平和のアーティスト作品」を明らかにするにあたり、美術界が現在に至るまで、「平和のアーティスト作品」を一覧化する事がなかった原因と、また、平和学からの観点から、「戦争と平和」という二極論的思考ではなく、ガルトゥング平和学を採用し、考察を進めることが有効であることが報告された。そして、「平和のアーティスト作品」を「①表現された根本的原因」、「②表現されたメッセージ」、「③表現された平和的足跡」との3つの観点から客観的検証を行い、「平和のアーティスト作品」が持つ要素やメッセージを丁寧に繙き、ガルトゥング平和学によって再定義された概念(直接的、構造的、文化的)のもと、独自の三

角グラフ、「ピース・グラフ」へ分布を行う試みが、メキシコ壁画運動や写真家コーネル・キャパの作品を事例で紹介された。この「ピース・グラフ」の活用によって、作品が何を主張し、何を課題としているかなど、「平和のアーティスト作品」を読み解いていくモノサシとなることが述べられた。また、「ピース・グラフ」は、ワークショップや鑑賞教育などで活用することが効果的で、例えば10人がそれぞれ、この図を使用して分布を行ったとき、重なりがあったとしても10通りの「ピース・グラフ」の分布となり、その分布を行うプロセスこそ『芸術平和学』の最も重要な観点であり、また、そこにこそ、さまざまな解釈として作家論が成立するアートの深さと広がりがあることも述べられた。加えて、戦争の対義語として論じられてきた平和を再定義し、平和をゼロと考え、暴力をマイナス要因と考えた場合、このマイナスをゼロまで持っていく存在こそ「平和のアーティスト作品」である「芸術」であることが、ピカソの「ゲルニカ」に関する出来事を通して報告された。

次に、藤田明史(大学非常勤講師[平和学])が、『芸術平和学』の可能性：平和学の立場からの考察」と題して、「芸術平和学」が成立する根拠と可能性について論じた。奥本京子著『平和ワークにおける芸術アプローチの可能性——ガルトゥングによる朗読劇 Ho' o Pono Pono: Pax Pacifica からの考察』が提出する「紛争が顕現する芸術」とは、いったい何を意味するのだろうか、との疑問から始められた報告では、議論の素材として山

代巴著「或るとむらい」（1951）が取り上げられた。原爆文学が一般に「原爆の悲惨」を表現するのに対し、山代のこの短編は、被爆者をめぐる「共同体の悲惨」を描き出し、その意味で「紛争が顕現する芸術」たりえている。もう一つの意味は、これが「語り」であることである。それは、聞く者の精神を直接的にはなく、魂と身体に語りかけることによって間接的に説得しようとする、いわば迂回路をとっている。この二つのことから、聴衆（読者）は「不快」になるであろうことが予想・期待される。なぜなら、自分もそうした共同体の一員であることを否認なく意識させられるからである。「紛争が顕現する」という場合、そのことが意味するのは、単にそこに「矛盾」が立ち現れるということだけであって、それが理解されるかどうかとは全く別のことである。理解可能性という点では、それは容易には理解されえないに違いない。しかしそこに「芸術平和学」が成立する根拠と可能性があるのではないだろうか。

応答者として、奥本京子（大阪女学院大学）は、矛盾（コンフリクト）が立ち現れる芸術には、おのずとそこ

にコンフリクト解決・転換の行為を生み出す動力が生まれる契機が備わっていると述べた。「動態的平和（dynamic peace）」は「静態的平和（static peace）」に対応する概念であり、より実社会における「平和」の実際のありよう、また理想に近いであろう。それを形成する一つのアプローチは、芸術アプローチそれ自体である。芸術アプローチという平和ワークにおいて、必要な芸術のジャンルは、まさに「紛争が顕現する芸術」であり、それは換言すれば「動態的芸術（dynamic art）」である。田中氏の「ピース・グラフ」を用い対話を促進しながら、動態的芸術の役割を考えることは可能であろう。さらに、藤田氏が主張するように、「共同体の悲惨」を「語り」を通して描写し、受けとり手に違和感を持たせ、対話（自己内対話を含む）を活性化させるのも動態的芸術の一つのあり方であろう。「芸術平和学」が成立するとするならば、今後より一層の、多数の理論の実践の蓄積が必須となるであろう。

（田中勝・藤田明史・奥本京子）

□「平和運動」分科会

報告 中村佳子（長崎大学）「非核兵器地帯をめぐる近年の動き—北東アジア非核兵器地帯構想を中心に」

討論 木村 朗（鹿児島大学）

司会 清水竹人（桜美林大学）

今年の4月、長崎大学に核兵器廃絶研究センター（Research Center for Nuclear Weapons Abolition: RECNA）が発足した。被ばく地であるとはいえ、国立大学に核兵器廃絶を研究するための組織ができたというのは、ある意味、うれしい不意打ちである。そこで今回、RECNAの中村桂子さんに、平和運動の視点から北東アジアの非核兵器地帯構想について報告してもらうことになった。事務局長としてピースデポを支えてきた方ゆえに、学問の世界に市民感覚を吹き込んでくれるに違いない。

今日、世界には5つの非核地帯があり、国連加盟国の過半数である112ヶ国が参加していることから、決して新しいものでもなければ空想の産物でもない。また日々刻々と進化・増殖する発展途上の概念ともいえよう。しかし、核兵器使用による悲惨さを回避するためには核廃絶しかない、そういう人道的アプローチによる核軍縮は、国際社会ではまだまだ一般的ではなく、抑止力としての核戦略、バランスをとりながら減らすといった安全保障論に留まっているのが現状だ。

非核兵器地帯を個別にとりあげることは、限られたスペースゆえにできないが、その概念とRECNAの意義について報告しておこう。

まずは名称から。核廃絶に資する研究をするかしないかは別にして、「核兵器廃絶」と銘打った挑戦的ともいえる名称の組織は国内にない。また、大学の研究機関としても世界で唯一無二であろう。「核軍縮」とか「核不拡散」というのは限定的な制限でしかなく、裏を返せば一定の存在あるいは条件的な保有を認めることに他ならない。まったく別種のものといえよう。

学問的調査・分析を通じた情報や提言の発信および過

程・成果を活かした教育という、研究教育機関としてありがちな性格だけでなく、核兵器廃絶を願う市民のために地域に開かれたシンクタンクというのがユニークなところ。長崎という土地ならではのものである。

2010年に開かれた核不拡散条約（NPT）の再検討会議の最終文書に、国際赤十字やノルウェー、スイスといった国の尽力もあり、「核の非人道性」という文言が盛り込まれ、すべての国が国際人道法を遵守する必要性を再確認した。1970年に始まるNPTで初めてのことである。賛同国は徐々に増え、2012年5月では16ヶ国が、同年10月の国連総会では34ヶ国に拡大して共同声明を出すに至っている。

しかしながら、この中に日本は入っていない。前者では声をかけられなかった。日本が国際社会からどのように見られているかを示している。後者では、核の非合法化がわが国の安全保障政策と合致しないとして、今度は日本政府が拒否。米国の核の傘という現実だが、この共同声明は直ちに核の非合法化を訴えているわけではなく、努力目標としての非合法化、NATOに属する国があるというくらい穏健な内容であるにもかかわらず、被ばく国である日本が拒否してしまったのである。米国の顔色をうかがう結果だが、それはそのまま、被ばく地広島・長崎や被ばく者、核兵器廃絶を願う人々と政府の間の溝といえよう。

思考停止した日本政府に対し、運動側は核の傘を抜け出すための代案を、これまで示しきれないままきた。核への依存度を下げていく、そのための突破口が非核兵器地帯の提案である。非核地帯は南半球に多く、その経緯も様々だが、核兵器の開発・製造・実験を禁止することで核が存在しない地域を築き、条約によって安全を担保

するというのが「非核の傘」。核攻撃という脅しで秩序維持を図ろうとする「核の傘」とは対照的な構想だ。ジャヤンタ・ダナバラ元国連軍縮事務次長の言葉を借りるなら、核兵器廃絶というグローバルな目標を実現するための紳士的な貢献、リアリストの懸念にも対応できる理想と実利を兼ね備えた枠組み。つまり、遠くにある崇高な理想ではなく、危うさをはらみながらも活用可能な概念ということになろう。北東アジアにおける非核兵器地帯は、政府間協議が進展しない中、自治体や超党派議員、市民の間では徐々に進展している。

討論者である木村朗会員（鹿児島大学）から、①核兵

器禁止条約との絡み、②原発を含めなくて良いのか、③核保有国と非保有国の二重基準、④条約違反に対する制裁措置の問題が提示された。NPT が形骸化し、原発と核兵器開発は表裏一体のものであり、持てる者と持たざる者の不平等な関係は「持続可能」な世界とは相容れないとの指摘である。

オバマ米大統領が「核なき世界」を目指すという演説をしたものの、今なお米国の核戦略は変わっていない。日米関係の現状を考慮するに、RECNA が今後どのような境地を開くのか、その動向に注目したい。

□「憲法と平和」分科会

報告 若尾典子（佛教大学）「近代家族の暴力性と日本国憲法 24 条」

討論 清末愛紗（室蘭工業大学）

司会 君島東彦（立命館大学）

「憲法と平和」について検討する場合、日本国憲法 9 条・前文に関心が集中する。しかし、平和とは暴力の克服であるとなると、家族圏における暴力の克服を含蓄する日本国憲法 24 条もまた検討の対象に入ってくる。今回の分科会では、＜平和条項としての日本国憲法 24 条＞の意義について、理論的検討を深めた。

「近代家族の暴力性と日本国憲法 24 条」
若尾典子

＜はじめに＞

2000 年に入り、児童虐待防止法、DV 防止法、そして高齢者虐待防止法と、家族のなかの暴力への取組みに法的基礎が与えられた。この動きは、非暴力の希求というプロセスにとり重要な一歩である。人権を掲げる近代社会において、暴力の克服は生命線である。それゆえ近代国家は私的な暴力を禁止し、暴力行使を公権力に一元化した。そして公権力の暴力行使は、近代憲法によりチェックされることになった。だが同時に、近代憲法は二つの領域の暴力を承認・奨励した。一つは軍事力の行使であり、いま一つは家族のなかの暴力である。両者は、暴力の奨励装置として運動しており、その克服こそ日本国憲法の掲げる平和主義の要請するところだと思われる。

ところが、DV 防止法などの登場を家族の危機の現れとし、その原因を日本国憲法が家族保護条項をもたない点に求め、それゆえ日本国憲法を欠陥憲法とする、憲法「改正」論がある。たしかに日本国憲法 24 条に家族保護条項はない。だが、家族保護条項の欠落は、まさしく日本国憲法の平和主義の画期性を表明する。家族のなかの暴力の克服は、日本国憲法の平和主義との関係で検討する必要がある。

＜家族規定と憲法＞

家族に関する規定が憲法に登場するのは、1919 年ヴァイマル憲法である。その 119 条は、「婚姻は、家庭生活および国民の維持・増殖の基礎として、憲法の特別の保護を受ける」(1 項)、「家族の清潔維持、健全化および社会的助長は、国および市町村の任務である」(2 項)とし、家族保護を国家の任務とする。これにたいしヴァイマル憲法を父とする日本国憲法 24 条は、家族に関する法律が個人の尊厳と両性の

平等に立脚することを要請する。

両憲法とも家族規定を採用した点で、17、18 世紀の古典的近代憲法が家族規定をもたなかったことと異なる、20 世紀の憲法としての特色をもつ。しかも、ヴァイマル憲法は君主制から共和制へ、日本国憲法は天皇主権から国民主権へと、国家体制の根本的な転換を登場理由とする。にもかかわらず、なぜ、家族規定が異なるのか。

第一に、従来の家族制度にたいする立場の違いである。ヴァイマル憲法はソヴィエト連邦の成立に対抗することをも課題としており、とくに家族制度への危機感は強かった。それゆえ家族規定は、自国の家族制度（＝近代家族）の擁護、すなわち家族保護条項でなければならなかった。反対に日本国憲法 24 条は、天皇主権の基礎たる「家」制度の廃止を課題とし、家族保護条項であってはならなかった。したがって第二に、家族法への態度も異なる。ヴァイマル憲法は近代家族の擁護を目的としたが、従来の家族法には批判も多く、その改正に言及する必要があった。家族規定には、両性の平等(119 条 1 項)、母性保護(同条 3 項)、そして非嫡出子差別禁止(121 条)が明記された。ところが日本国憲法 24 条は、まったく新しい家族に関する法律の制定を想定し、家族に関する法律に「個人の尊厳」と「両性の平等」を要請した。24 条は、家族のなかの人権保障を求めたのである。

＜日本の戦後憲法学と憲法 24 条＞

しかし戦後日本の憲法学は、憲法 24 条の家族保護条項の欠落を消極的な評価にとどめてきた。制定直後 1948 年の法学協会『註解・日本国憲法(上)』と、それから約 50 年後 1999 年の樋口陽一『憲法と国家』(岩波新書)を取り上げよう。前者は、ヴァイマル憲法の家族保護条項を評価する立場から、日本では「家」制度否定のため 24 条には採用できない以上、家族保護の実現は 25 条の生存権保障による、とする。後者は、24 条は「『家』制度を否定し、西欧近代型の家族を、憲法の公序として強制する、という意味をもった」という。24 条は家族保護条項をもたないが、現実にはヴァイマル憲法と同様、近代家族保護条項として機能した、ということであろう。では、24 条は近代家族保護条項なのか。それとも家族における人権保障の要請規定か。樋口は後者の解釈を一つの可能性として認めつつ、それは「家族からさえも自由な個人」を意味し、「近代個人主義の解体」につながる

「家族解体」論である、と否定的である。

<「家族解体」論というレッテルへの批判>

憲法 24 条を家族における人権保障の規定と解釈することは、憲法「改正」論者からも憲法学者からも「家族解体」論とされる。しかし暴力に満ちた家族を克服することが、なぜ「家族解体」なのか。憲法「改正」論者のいう家族保護条項の挿入要求は、家族道德の強制を意味する。それは戦前の例をひくまでもなく、家族のなかの暴力を道徳的に非難するだけで、暴力を温存するものではあっても克服する道筋を示すものではない。他方、樋口のいう「西欧近代型の家族」が「政治権力の介入に対する盾」となる保障もない。ナチス型も「家」制度も、そして近代家族も、夫権を軸に集団としての凝集性が求められるとき、暴力の温床となることから自由ではない。その家族が、政治権力への盾となるか下請けになるかは、時々夫権の担い手たちの政治状況による。

<日本国憲法 24 条の先進性、戦後日本の家族の現実、女性運動の進展>

とすれば、家族のなかの暴力の法的根拠たる近代家族の夫権の克服が第一の課題となる。そして夫権の克服は、ようやく 1970 年代、欧米諸国の女性運動によって提起される。近代家族保護条項が保障する夫権にもとづく暴力こそ、DV と命名される男性暴力である。この事実は、暗黙のうち近代家族を模範としてきた日本の戦後憲法学の問題性

を明るみに出すとともに、戦後改革法制の画期的特質をも浮き彫りにした。24 条の下、「家」制度の廃止は法律上の夫権の存在を許さなかったからである。ただし、それにもかかわらず、日本の戦後家族は近代家族の形成、すなわち夫権中心に展開した。「家」であれ近代家族であれ、家族が暴力のない生活を保障する場であったことは、一度もない。それゆえ暴力のない暮らしを保障するために、家族関係における人権保障が求められる。

そして女性運動は、新たな局面にあるように思われる。親権(および軍隊)を父・男性とともに母・女性も担うのか、と。EC 諸国では、スウェーデン(1979 年)を筆頭に、子への暴力行使、すなわち親の懲戒権を廃止し、暴力のない家族の形成に取り組んでいる。近代家族の暴力性の克服は、1970 年代の女性運動による夫権の克服に始まり、1990 年代の女性・子どもの人権運動による親権の克服へと続く過程にある。

<平和的生存権、9 条、24 条の一体的把握の可能性>

あらためて非暴力を希求する日本国憲法が想起される。国境を超え「全世界の国民」がもつ平和的生存権の保障の一つとして 9 条が、公共圏と家族圏の分離をこえた「恐怖と欠乏から免れ」る平和的生存権の一つとして 24 条が、規定されているのではないかと。

□「環境・平和」・「グローバルヒバクシャ」分科会

【午前】フィールドワーク「四日市公害は今—公害裁判判決 40 周年に寄せて」

案内人：澤井余志郎(『ガリ切りの記—生活記録運動と四日市公害』著者)

【午後】ワークショップ「四日市公害から学ぶ—福島を見据えて」

ゲスト：澤井余志郎(『ガリ切りの記—生活記録運動と四日市公害』著者)

*今回は都合により掲載はありません。

□「アフリカ」分科会

報告 佐藤千鶴子(JETRO アジア経済研究所)「南アフリカにおける原子力開発とエネルギー政策」
司会・討論 藤本義彦(広島大学)

アフリカ分科会では、佐藤千鶴子会員(アジア経済研究所)が「南アフリカにおける原子力開発とエネルギー政策」と題する報告を行い、討論者や参加者を交えた活発な議論が行われた。佐藤会員による報告の要旨は次の通り。

南アフリカにおける原子力開発政策を、エネルギー政策と密接な関連をもつ政策として捉え、検討した。南アフリカの原子力開発は、第二次世界大戦後、ウラン鉱の産出国であったために開始された。英米とのウラン売買契約の窓口として原子力員会が設置され、ウランの採掘や抽出は政府の許可を得た鉱山会社が行った。ウランの売買によって得る収益は、金鉱を採掘するための重要な資金にもなっていた。1960 年代初頭、原子力発電所の建設が検討された時、原子炉建設と操業にかかる費用の大きさから経済的利益に反するとし、豊富で安価に供給

できる石炭を利用した火力発電を重視したことは、原子力開発政策の位置づけを示す例である。

ところがこうした状況は、北米で大規模なウラン鉱床が発見され、ウラン産出地としての南アフリカの重要性が低下したこと、国内でウラン濃縮技術の研究開発が開始されたなどの事情によって変化していった。加えて、石油危機を通じて親イスラエルの南アフリカが OPEC 諸国から石油を入手できなくなったことや、南アフリカのアパルトヘイト政策をめぐり周辺国との関係が悪化していったことなどによって、原子力発電所の建設と、核兵器の開発政策が進められていくことになった。核兵器の開発は秘密裏に進められたので、国際的査察を受けることなく、1989 年までに 6 個の核弾頭が製造された。アパルトヘイト時代の原子力開発政策は、白人支配体制を堅持するための核兵器開発の必要性に基づいて展開

されてきたのである。

1994年の南アフリカの民主化後の原子力開発は、それ以前の軍事目的に基づくものでなく、増大し続ける電力需要を賄うエネルギー政策の要請に基づくようになった。民主化を契機に核兵器を廃絶し、アフリカ大陸の非核条約であるペリンダバ条約を締結するなど、原子力開発の軍事目的からは能動的に撤退している。

ただし民主化後の南アフリカ経済が直面する問題、つまり拡大する電力需要に応えるために、石炭を燃料とする火力発電だけでなく、原子力発電所を2か所建設して不足する電力を賄おうとしている。南アフリカで主力の石炭による火力発電は、内陸部の石炭を産出する地域に偏在している。沿岸部の消費地には長大な送電線網を施設し送電しているが、そのロスは大きい。また二酸化炭素排出量を削減し、同時に大気汚染などの環境保護を促進するためにも、原子力発電が次善の策として見直され、原子力発電所の建設計画が進められるようになっていく。

核兵器を製造できる技術を保有していることは原子力発電所を建設しようとする根拠になっていると思われる。旧体制下で原子力産業に携わっていた科学者や技術者の処遇が問題視され、同時に原子力発電所を自前で製造できる技術の開発が電力供給拡大政策の一環として捉えられるようになっていた。西ドイツ（当時）が進めていたペブルベッド型モジュラー炉（PBMR）事業に大規模な投資を行ったが、ドイツがこの技術を商業化できず開発事業を中止したため、南アフリカでも2010年に正式に中止された。現在は、先進国に原子力

発電所建設を委託することで、原子力発電所建設の計画を進めている。

以上のような佐藤会員の報告に、討論者および出席者から次のような質問やコメントがあった。

一つは、原子力政策の軍事目的に関するコメントであった。エネルギー政策としての原子力開発政策は理解できるが、南アフリカの原子力開発は、秘密裏に核弾頭を保有していた通り、軍事目的と密接な関係を持ち、軍事目的に開発された技術と不可欠である。同時に、原子力開発にかかわる情報を秘密にしようとする政府の姿勢に変化は見られない。民主化され、政権担当者が変わったとしても、少なくとも南アフリカの原子力開発政策にはある種の一貫性があるように思える。

さらに、福島第一原子力発電所の事故と関連した質問があった。福島での原発事故は大きな波紋を世界中に及ぼしたが、南アフリカではどうなのか？ 報告者の回答は、原発周辺に暮らす住民などが原発の安全性に関して疑問を持ち政府への問い合わせが殺到したりしたが、政府は電力供給を増大させるためには原子力発電所の建設が必要であるとの姿勢を変えてない。政府には、地域住民を中心とする国民への十分な情報公開と対話が求められている。

原子力開発に関する議論は、極論に至る傾向がある。それぞれの議論がいたずらに他方を中傷するのではなく、科学的見地と実践との調和を図るの必要性があり、そのためには具体的な原子力開発の実例を検証していく必要性が高まっていると言えるだろう。

（文責：藤本義彦）

□「平和文化」分科会

報告 中野洋一（九州国際大学）「原子力ビジネスのカネと文化」

報告 広田修身（愛知大学大学院）「南アフリカの人種和解理念から移民襲撃事件への構造」

討論 渡辺守雄（九州国際大学）

司会 鈴木規夫（愛知大学）

「平和文化」分科会は、11月23日（金）分科会12:00～14:00、11名の参加者を得て実施された。

まず、渡辺会員が司会と討論を兼ねつつ行われた中野会員の報告は、「原子力ビジネスのカネと文化」という極めて時宜をえたテーマにより行われ、「原発マネー」をキーワードに、政治家、天下り官僚、地方自治体、マスコミ、学者といった日本各界の「金まみれの構造」を、「原子力産業の「安全文化」の問題点」を皮切りに、さまざまな情報を整理し詳らかにした。

現象としての「原発マネー」をいかに正確に定義するのか、実は難しい。「時間」や「ナショナルリズム」の定義同様、誰もがそれを想起する一定のイメージがありながら、実態として具体的に何を指すのか込み入っている。

たとえば、東京電力福島第1原発事故が発生した昨年3月11日以降にも、日本原子力産業協会（原産協）に加入する企業や労働組合から企業・団体献金が自民党と民主党に流れていた実態は明らかで、事故後も変わらない「原発利益共同体」の政界への影響力をうかがわせる事態は続いているのであるが、「原発マネー」は利益共同体の血液のようにその「生命体」の維持循環を担い、それぞれの組織にすでに構造化されている。原発を構造

的に維持していこうとするそれぞれの「器官」の目的も個々に存在することになり、「原発マネー」を断ち切るための方策を引き出すには、さらに複雑な分析が必要になる。

中野報告の基調にはそうした「原発マネー」の位置する資本主義への構造的視点が確固としてある。冷戦後、資本主義がグローバリゼーションの名の下に途上国をも巻き込んでグローバル経済とマネーゲームが始まり、その一環として原発産業もあり、さらには、大学が産業界と結びつき、プロジェクトに大きなお金が落ち、いくらファンドレーズしてくるのが研究業績評価の重要ファクターとなっていくようなプロジェクト型研究環境が日常化して、自由な「科学的」研究が出来ない状況にあることも、報告では指摘された。

中野会員は本分科会報告後、『インディペンデント・ウェブ・ジャーナル』においても近接する主題のインタビューを受けている。参照されたい。

<http://iwj.co.jp/wj/open/archives/55666#more-55666>

次に、鈴木会員の司会と討論により行われた広田会員

の報告「南アフリカの人種和解理念から移民襲撃事件への構造」（なお、平和学会サイト上の本報告レジュメは他のレジュメと混濁した状況となってしまうっており、学会担当者へはすでに報告したものの、まだ正確に切り替わってはいない模様である。広田氏はじめ広田氏のレジュメへのアクセスを試みたみなさんへ記して御詫びする）は、1993年の暫定憲法により、アパルトヘイト政策を終焉させ、1994年に全人種参加の国民総選挙をおこない、初の黒人大統領ネルソン・マンデラが就任したところから、むしろ「はじまる」南アフリカ共和国（以下「南ア」と略す）における諸問題を考察したものである。

広田報告によれば、当時の南ア国内では、アパルトヘイト時代の敵対する政治勢力が現存したままであり、その敵対関係で発生した過去の暴力の人権被害事件に対して、どのように対応するかが最大の課題であった。南ア新政府は、そうした移行期の不安定な国内秩序を統治するために、「真実和解委員会」を設置し、新国家の「人種民族の和解と統合」理念に基づき、報復や懲罰による司法ではなく、「修復的司法」という方法で、被害者と加害者の和解を目指した。この「人種民族の和解と統合」理念は、多様な人種・民族を抱え、11の公用語を持つ南アの状況には合致したもので、世界からも高く評価された。だが、2008年、外国からの移民を南アフリカ人が集団で襲撃する事件が発生し、それが全国に波及して多大な被害と犠牲者が出るという、いわゆる「ゼノフォビア事件」が頻発するようになる。南アの再生を目指す国家理念と乖離するそうした事件がなぜ起きたのか、事件発生時の構成要件は何か、なぜゼノフォビアは形成され、一連の事件は本当にゼノフォビアに起因するのか、

そうした複合的に絡み合った南アの諸現象の原因の解明を、広田報告は試みようとした。

その一環として、2012年に実施したフィールド・ワークのデータも補足的に用い、「新国家や真実和解委員会で掲げた理念は、20年近くが経過し、経年変化で希薄化されたため、このような事件が発生した」とされるような通念とは異なる事件に至る構造を、新国家誕生から真実和解委員会の設立、アフーマティブ・アクション政策、ゼノフォビア事件へと時系列的に解析しつつ、表層的にゼノフォビアを模しているが、実は南アの社会構造上の問題が起因になっており、貧富の格差がより階層化され、その最下層が「暴力の文化」と結合し、タウンシップという場所を中心にして発生したものであるとしている。

討論では、広田報告の論理構成、資料の有効性、フィールド・ワーク実施の適切性などさまざまな視角から質疑コメントがなされた。とりわけ、いわゆる「ゼノフォビア」が南ア独特の現象というわけではないということから考慮されるべき比較政治的検証がほとんどなされておらず、また、南アの格差社会化の質的転換についての考察が十分に行われているとはいえないのではないかといった指摘もなされた。

中野報告、広田報告とともに、社会構造における「格差」がさまざまな「暴力」を日常化する諸側面を指摘している。だが、両報告が平和価値への転換への希望を十分に語りうるには、未だ諸条件が揃ってはいないようである。この21世紀の現実には、「平和文化」分科会の今後の課題としても共有されるべきところであろう。

（鈴木規夫「平和文化」分科会代表記）

□「公共性と平和」分科会

報告 横田匡紀（東京理科大学）「グローバルな公共性に向けた地球環境ガバナンスの課題」

報告 田代和也（大阪大学大学院）「いかにして平和活動は失敗するのか—平和活動の教義体系に対する批判的検討」

討論 徳永恵美香（大阪大学大学院）

司会 玉井雅隆（立命館大学）

「公共性と平和」部会では、本大会では平和維持活動及び国際環境レジームの二点に関する報告が行われた。以下にその概略を記載したい。

田代会員からは、「いかにして平和活動は失敗するのか—平和活動の教義体系に対する批判的分析—」というタイトルにて、平和維持活動の現状に関する批判的検討の報告をいただいた。

本報告においては交戦団体の争点や立場、行動を含めた紛争の基本的な状況をベースラインと概念化し、交戦団体の相互の政治的立場を敵対的立場、協力的立場、中立的立場に区分し、政治的立場の全体像から導かれる対立軸を紛争のベースラインとして考える。そして当事者に対する政治的立場から敵対的立場をとる平和執行、協力的立場をとる平和構築、そして中立的立場をとる平和維持に平和活動を分類することが可能である。

平和執行の事例としてはイラクによるクウェート侵攻、朝鮮戦争、平和構築の事例としてはナミビア独立戦争、平和構築が失敗した事例にソマリア内戦があり、平和維

持活動の事例としては第二次中東戦争、キプロス紛争などがある。これら歴史的事例を通じて平和活動を分析すると、平和活動の成否がその紛争のベースラインの動向によって影響を受けることが分かる。紛争管理としての平和活動の成功が、交戦状態にある政治勢力が相互に敵対的立場を協力的立場へと移行できるかどうか、という点に依存している。そのために平和活動は平和執行、平和構築、平和維持という方法を選択することが可能であるが、これらは平和活動が特定の政治的立場をとる限りにおいて機能するものであり、ベースラインが大きく変化すると平和活動が前提としてきた政治的立場の性格が変化する場合が生じ、ここではベースライン・シフトと呼称する。ベースライン・シフトは武力紛争の全体的な構図を変化させるものであり、外部からの介入や勢力内部の分裂などによって生じる政治変動を意味する。平和活動にとってのベースライン・シフトの問題はその対応の難しさである。敵対的立場を前提とする平和執行だけでなく、協力的立場を前提とする平和構築は紛争のべ

ースラインに直接的に関与する積極的な紛争管理であるためにベースライン・シフトにより攻撃の対象となる政治的危険が高いと言える。その意味で中立的立場を前提とする平和維持はそうした危険を最小限に抑制することが可能である。

ベースライン・シフトがたびたび発生している不安定な情勢にある紛争を扱う場合には特に平和維持のような中立的立場を原則とする慎重な平和活動が望ましく、平和執行のような敵対的立場を原則とする平和活動はベースラインが安定した状態においてのみ実施するべきである。従来の平和活動の教義においてはエスカレーションの概念が基礎となり、紛争状態における武力の行使が活発になるほど平和活動が働きかえることを指示していた。しかし、一時的にしか過ぎないベースラインを活動の前提としてしまう恐れがあり、こうした想定の下に派遣された平和活動がベースライン・シフトに対応できない危険性が高い。

横田会員からは、「グローバルな公共性に向けた地球環境ガバナンスの課題」をテーマとして、地球環境問題とガバナンスの関係性に関し、報告が行われた。以下にその概略を述べたい。

地球温暖化、オゾン層破壊、生物多様性など地球環境問題は現代国際社会が取り組むべき重要な課題の一つである。「地球はひとつだが世界は一つではない」と形容されているように、地球環境の悪化は進行しているにもかかわらず、国際社会の対応は地球環境問題の解決という点から不十分な状態にある。本報告では地球環境問題への国際的な取り組みの事例に関して、地球環境ガバナンスの視点により考察することでグローバルな公共性に向けた展望を明らかにする。また、地球環境ガバナンスの構成要素として規範、アクター、制度・手段を挙げることができる。地球環境問題の解決に向けて多様なアクターが規範を共有し、様々な制度・手段を用いて協力するプロセス、枠組みとなる。

本報告ではその事例として、国連環境計画(UNEP)の機構改革をめぐる動向をとりあげた。この事例ではUNEPを持続可能な発展の実現に向けて有効な存在としていくか、が議論された。持続可能な発展を実現するための国際的な枠組みのあり方を考える上で重要な事例の一つであると考えられる。UNEPは1972年に開催された国連人間環境会議の結果創設された。意思決定組

織である管理理事会の他、事務局、環境基金などから構成される。管理理事会は国連総会により4年任期で選出されている58カ国で構成され、2年ごとに開催されている。事務局はケニアのナイロビにある。UNEPは環境の領域において、様々な国際機構の活動を調整していくことを主たる目的としており、様々な環境問題の科学的調査やモニタリングを行ったり、環境レジーム形成を支援するといった活動を行い、成果を出している。

より広い地球環境ガバナンスにかかわる問題としては、まず条約の渋滞とも形容される環境レジームの数の増大による弊害の問題があげられる。条約数が増大することで条約間の内容や条約事務局の作業内容で重複が生じるほか、複数の条約における締約国会議への参加などでも煩雑さが増すといった問題も指摘される。また国連持続可能な発展委員会(CSD)などのUNEP以外の環境国際機構との関係、世界銀行や世界貿易機関(WTO)などの他の問題領域における国際機構との関係といった国際機構間の調整の問題もあげられる。更に気候変動問題や生物多様性などの地球環境問題の悪化が進行していること、新興国の台頭や経済のグローバル化の深化などの国際社会の変化なども地球環境ガバナンスの枠組みの形成を複雑にしている。

全ての人々の共通の関心事である地球環境問題の解決については、障害となる市場経済中心の国際政治経済の構造を変革していくという現状改革の方向性が求められるが、現状では国際機構改革モデルに基づいており、構造の変革に十分に踏み込まず、現状を前提とした現状改革的な方向性にとどまっている。また国際機構改革の事例は十分に周知されておらず、グリーン経済への移行という国際政治経済の構造の変革という議論へつながっていない。全ての人々に開かれているという点については、国家主導の枠組みが前提となっており、課題が残る。議論のプロセスでは非国家アクターの意見を聞く機会がつけられるが、最終的な成果は国家間の駆け引きで決められてしまう。規範の観点からは環境規範の重要性が認識されているが、それがアクターや制度・手段の変革へつながっていない。今後は環境規範をアクターや制度・手段へと反映させ、グローバルな公共性を実現していくことが求められよう。

以上二点の報告をいただき、会場からは活発な質疑応答がなされたが、紙幅の関係もあり、省略したい。

□「平和学の方法と実践」

ラウンドテーブル「平和研究の重要論点とは何だろうか(2)」

司会 遠藤誠治(成蹊大学)

*今回は都合により、報告の掲載はありません。

第4回全国キャラバンの報告

【第4回全国キャラバン】

「平和の再定義」を目指して開催している全国キャラバンの第4回研究会を、北海道・東北地区研究会との共催により、2012年8月、札幌で開催いたしました。今回は、植民地主義と脱植民地化、そして先住民族の権利回復という、平和学において非常に重要なテーマを正面から論じました。アイヌ民族の立場から、国による二風谷ダム建設に反対し続けてきた貝澤耕一氏に基調講演に続き、貝澤氏と共に『アイヌ民族の復権—先住民族と築く新たな社会』（法律文化社2011年）を出版された松名隆氏（室蘭工業大学）、植民地としての北海道の視点から論文集『アイヌモシリと平和』（法律文化社2012年）を編んだ越田清和会員、『先住民族の「近代史」—植民地主義を超えるために』（平凡社2001年）の著者上村英明会員が報告を行い、多数の参加者とともに、充実した討論の場を持つことができました。また研究会翌日には、北海道・東北地区研究会有志主催の二風谷スタディー・ツアーも実施されました。開催にご尽力いただいた北海道・東北地区研究会の皆様、ご参加くださった皆様、ありがとうございます。研究会の概要は、下記の片野会員による司会レポートおよび清末会員と小田会員による討論要旨をご参照ください。報告者のお一人、越田清和会員は、本年2月に急逝されました。小田会員の討論要旨は、「越田清和さんを追悼する」文章で閉じられています。ご一読いただければ幸いです。なお学会HPには、松名氏と上村会員の報告レジュメ、越田会員の報告ペーパーがアップされておりますので、あわせてご参照ください。（学会事務局：黒田俊郎）

共通テーマ：脱植民地化のための平和学とは——北海道／アイヌモシリで考える

日時：2012年8月30日（木）13時～18時

会場：北海道大学

プログラム

司会 片野淳彦（札幌大学）

挨拶 黒田俊郎（新潟県立大学）

基調講演 貝澤耕一（NPO法人ナショナルトラスト・チコロナイ）「アイヌ民族の復権～植民地からの脱却に向けて」

報告1 松名隆（室蘭工業大学）「アイヌの真の文化享有権確立に向けて～アイヌ-シサムの連帯と脱植民地化」

報告2 越田清和（ほっかいどうピーストレード）「平和学と植民地責任—市民の科学としての平和学をめざして」

報告3 上村英明（恵泉女学園大学）「グローバル化と再強化される植民地主義—歴史に責任をもつ市民社会を構築できるか」

討論1 小田博志（北海道大学）

討論2 清末愛砂（室蘭工業大学）

日本平和学会第4回全国キャラバン報告 北海道・東北地区研究会代表者 片野淳彦（札幌大学）

2012年8月30日、日本平和学会の第4回全国キャラバンが北海道大学（札幌市）を会場に開催された。記録的な残暑にも関わらず、道内外から40名余りの出席者が得られたことを喜びたい。今回は「脱植民地化のための平和学とは：北海道／アイヌモシリで考える」と題し、先住民族と植民地主義を切り口として、北海道で平和を考えることの意味を再検討する機会となった。

貝澤耕一氏（NPO法人ナショナルトラスト・チコロナイ）の基調講演は、アイヌ民族の立場から二風谷ダム建設に反対し、開発の名のもとに失われたイウォル（生活資源確保の場）の再生に取り組む活動を通じて、植民地支配への悲しみと怒りを静かに強く訴えるものだった。続くシンポジウムでは、松名隆氏（室蘭工業大学）が基層文化論の観点から精神文化面に偏重しがちなアイヌ文化振興に警鐘を鳴らし、越田清和会員（ほっかいどうピーストレード）が北海道での平和研究において、アイヌ民族をめぐる問題が植民地主義という文脈から十分に捉えられてこなかったことを明らかにし、上村英明会員（恵泉女学園大学・市民外交センター）が先住民族をめぐる問題を無意識で未解決の植民地支配と捉えて、その法的・歴史的・政策的な検討を行った。

清末愛砂会員（室蘭工業大学）と小田博志会員（北海道大学）による討論では、脱植民地化を指向する上での大学や研究者・平和研究・市民社会が抱えるべき課題やジェンダーの視点を取り入れることの重要性が指摘された。総合討論では脱植民地化への具体的動きや解決へ

の道筋および問題点、紛争解決への研究者の関与のあり方、「脱植民地化」という用語をめぐる問題などが取り上げられた。

5時間にわたる長丁場であったが、参加者の多くが熱心に報告に耳を傾け、知的刺激に満ちた会となった。翌31日には苫小牧東部開発地域と二風谷ダム、チコロナイの森を視察するエクスカージョンも行われた。この問題についてはキャラバンでの講演・報告に加えて、貝澤・松名ほか編著『アイヌ民族の復権：先住民族と築く新たな社会』（法律文化社、2011年）および越田編『アイヌモシリと平和：〈北海道〉を平和学する！』（法律文化社、2012年）という関連書籍も刊行されている。これらを手がかりとして、今後も地区研究会で取り上げていきたいと考えている。

第4回全国キャラバン討論要旨：日本平和学会にいま求められていること

清末愛砂（室蘭工業大学）

貝澤耕一さんによる基調講演を聞き、日本の先住民であるアイヌ民族が置かれている状況というのは、私がこの10年ほど強い関心を抱き、パレスチナ支援という形でかかわってきた〈イスラエル問題〉という文脈からみると、イスラエル国籍を有するパレスチナ人の状況に極めて近いものがあるということを指摘せずにはいられない。これらのパレスチナ人はイスラエルによる苛酷な占領政策によって日々の生活の一秒一秒を規定されている西岸やガザに住むパレスチナ人とは異なるものの、イスラエル社会の二級市民、あるいは三級市民として生きることを余儀なくされている。アイヌ民族とパレスチナ人は土地の収奪、追放、文化の搾取、先住民としての権利の否定という点において、類似する経験を有してきたのではないだろうか。私たち自身が遂行してきた植民地主義によって生み出された〈他者性〉とそこから生じる上述の暴力に向かいあうことなく、現在にまだけていることを認識することなくして、平和を語ること／議論することはできないだろう。

日本における既存の平和学に欠けているもう一つの視点はジェンダーに対する視座であろうと考えられるが、既存の男性中心主義の学問に対する一つの対抗として生まれたはずの女性学、あるいはジェンダー・スタディーズもまた植民地主義という視点からすれば、批判を免れることはできない状況にある。女性が一枚岩でないことは自明のことであるにもかかわらず、女性のなかの〈差異〉を無視することで、私たちが引き起こした植民

地支配のサバイバーと真摯に向かい合おうとする姿勢が弱かったのではない。

「脱植民地化のための平和学」という観点から先住民の地である北海道／アイヌモシリでキャラバンを実施できたことは、日本平和学会の研究活動において大きな意義を持つといえるであろうが、ここで明らかとなった課題一すなわち、植民地主義とジェンダーという二つの問題群に対して継続した取り組みを行うことができないければ、その意義は無に帰することになる。そのことを肝に銘じておく必要があるのではないだろうか。

第4回全国キャラバン討論要旨

小田博志（北海道大学文学研究科）

植民地としての北海道

越田清和氏と上村英明氏の報告は、北海道を植民地として捉えるものであった。「北海道」とは明治2年、松浦武四郎の提案によって「蝦夷地」から改められた呼び名である。遡ると江戸幕府はロシア帝国を相手に、アイヌ民族抜きで交渉を行なって日露和親条約（1855年）を締結、「蝦夷地」から択捉島までのアイヌ民族居住地を日本の領域として認めさせた。しかし、「蝦夷地」という名称からわかるようにそこは江戸幕府によってアイヌ民族の土地として認識されていたのである。また松浦の改称案はもともと「北加伊道」という表記であった。松浦はこの名称に「北のアイヌの国」という意味を込めたのである¹。これらの歴史的脈絡を考慮に入れると、北海道を植民地として捉えることには説得力がある。ここで問題はむしろ、なぜ北海道が（「内国」といった形容抜き）「植民地」として位置づけられてこなかったのかということである。歴史学においても、日本の植民地としてまず台湾、そして朝鮮半島が挙げられることが定説化してきた。主流の歴史学において、北海道は（琉球と共に）、植民地に関する議論から除外されてきたの

¹ 音威子府箴島の近郊の天塩川沿いに、北海道庁により「松浦武四郎 北海道命名之地」碑が建てられている。その横のパネル「北海道命名の発想」には、松浦がアエトモ長老から「アイヌの通称である『カイン』の『カイ』とは、この国に産まれた者ということ」だと聞き、また武四郎はこれを聞いて、「アイヌの人々は、自らその国を呼ぶとき、加伊と言い…もともと蝦夷地の蝦夷とは加伊のことである」と考えた『天塩日記』に依拠しながら記されている。花崎（1988：10）では「北加伊道」案の理由として、「アイヌ民族が自分たちの国をカイと呼び、同胞相互にカイン、またはアイノーと呼びあってきたから」と述べられている。

である。それはなぜなのか。その背景は何か。これらのことを歴史学者も交えて、一度徹底的に議論する必要があるだろう。この全国キャラバンはそのための端緒と位置づけられるだろう。ここに、二風谷から貝澤耕一氏が加わってくださったことの意義は大きい。なぜなら、北海道を植民地として捉えることは、越田氏も述べているように、先住民族であるアイヌの声を真摯に聴くことから始まるはずであるから。

「脱植民地化」がこの全国キャラバンの本題である。では何を脱植民地化するのだろうか。私なりの視点から三点を挙げたい。それは大学、平和学、そして市民社会の脱植民地化である。

大学の脱植民地化

何よりもこれに関係するのは、旧帝国大学の「植民地責任」（永原2009）・「帝国責任」（成田2010）を検証し、植民地主義の残滓を解消していく作業である。特に北海道（帝国）大学、およびその前身としての開拓使仮学校、札幌農学校の歴史は、この観点から問い直されるべきである。この仕事の先鞭を付けたのは井上勝生氏（北大名誉教授、日本史）である。古河記念講堂で発見された人骨の内、朝鮮人の人骨の由来について、井上氏は調査委員会メンバーとして植民地支配の歴史的文脈において追跡した（北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会1997）。さらに北大の「殖民学」を批判的に再検証する研究を続けている（井上2006）。また北大医学部の児玉作左衛門教授らが、アイヌ民族の墓から「収集」した遺骨および副葬品の真相究明と返還は未解決の課題であり（植木2008）、北海道大学には当事者に対する誠実で対話的な対応が求められる。そしてこの根本的な解決のためには、こうした「人骨研究」がいかなる歴史的文脈において行なわれたのかの、真摯で自己批判的な究明が不可欠である。その際に、帝国主義・植民地主義との中で発展したレイシズムとがキーワードとなるだろう。

平和学の脱植民地化

平和学は植民地主義と、それによって収奪されてきた先住民族の問題にどれほど真摯に取り組んできたのだろうか。越田氏の批判的な問い「なぜ『植民地責任論』や先住民族の復権といった問題が、平和学の重要な課題として提起されてこなかったのか」を自らに向けることが平和研究者には求められる。ことに「平和の再定義」を目指すこの全国キャラバンにおいて、この問いは重要である。これは、平和学において「国家」の位置づけを問

い直し、国家をつくらなかった先住民族の視点へと、すなわち「国際関係（＝国家関係）論」の外部へと平和論を拡大することにつながる。換言するならば、これは「国際法の他者」（阿部2010）の視点から国家を相対化するということである。手前味噌となるが、その際に文化人類学のアプローチが有用になってくるはずである（もちろん文化人類学と植民地主義の共犯関係を批判的に振り返ることが同時に必要だが）。さらに「構造的暴力」（ガルトゥング）概念導入以降の平和学においても、明に暗に見受けられる戦争中心の平和論を問い直すことにもつながるだろう。平和を戦争との関連でのみ捉えることの限界は大きい²。戦争責任と植民地責任の間には、認識上のアンバランスな関係があるように思われる。後者を問題化することで前者を免罪しようとする歴史修正主義的な戦争免罪論に陥ることなく、植民地支配によって痛みを被った先住民族の声に真摯に耳を傾けること。このバランスアクトが必要である。

市民社会の脱植民地化

「市民社会」は市民革命によって成立した。その思想的背景は啓蒙主義であり、「市民」の概念には、階級から解放され、理性を行使する自律的な個人の意味が込められている。それは近代の光を象徴する概念である。しかしそこに影の側面はないだろうか。それが植民地主義とレイシズムである。市民社会の成立と植民地主義とは歴史の流れの中で表裏一体の関係にあった（例えば松田1999：33-42）。近代的で理性的な「市民」の他者として、伝統に縛られた「未開人」が表象された。後者は、「文明化の恩恵」を与えることで進歩する客体として仕立てあげられた。まさにそれは植民地化する側の論理である。この歴史的な文脈を考慮に入れると、はたして「市民」が脱植民地化を進める主体たり得るのかという疑問が出てくる。ここから「市民」と「市民社会」の概念を脱植民地化しつつ、新たな脱植民地化の主体をいかに生み出すか、という再帰的な問いが出てくる。

市民社会の脱植民地化という課題を進める上で、ひとつの手がかりになると私が考えているのは、「自然」とのつながり直しである。これは「文明化された市民」と「自然に近い未開人」との二分法を乗り越えていくということでもある。ここで萱野茂氏の言葉を聴こう。

² 例えば、真珠湾攻撃と太平洋戦争との関係に比して、なぜ米軍がハワイの真珠湾にそもそもいたのかがどれほど問われているだろうか。

いまの日本人はあまりにも上手にアキアジを取りすぎます。川の入口や沖でガッチリと取ってしまって、魚の「人権」も何もあったものではありません。

自然との対話——魚をとるときにも、木一本切るときにも、アイヌはいろんなことで自然との対話をわすれませんでした。けれども今は少し、アイヌもふくめて日本人全部がいろんなことで自然に逆いすぎています。

自然はこわされようがたたかれようが、ひと言も口ではお返ししませんが、必ずあとで仕返しに来ます。ですから、自然を大事にする心をもたなければ、いつの時代にか自然がワッとおこって来て、アイヌもふくめた日本人全体が自然にお返しを喰う日が来るのではないか。

私たちはそれらの持てる力、もてる考えを大いに發揮して、魚の権利、クマの権利、シカや立木の権利を認めてやるために、立ち上がって、自然の側に立ってアイヌに、人間にチャレンジすることを考えなければ大変だなと、私は考えずにはおられません。(萱野1977: 47-53)

「魚の権利、クマの権利、シカや立木の権利」。この言葉を聴くと、市民社会で前提とされる「人権」概念の狭隘さに気づかされる。これは「自然保護」の思想ではない。自然保護とは、人間と自然とをいったん切り離し、自然を一方向的な保護の客体とする人間中心主義のパリエーションである。「魚の人権」「自然との対話」。この表現の奥にあるのは、それとは違って、自然界の存在物に人間と同等の行為主体性を認める立場である。先住民族の生活から語られるこの人間と自然との関係性に立ち戻ることができるかどうか。この点に、「市民社会」の脱植民地化の核心があるように思われる。

越田清和さんを追悼する

この全国キャラバンで報告をされた、越田清和さんが半年も経たない2013年2月5日にこの世から旅立たれた。越田さんはキャラバン当日も、病気のために体力が落ちているにも関わらず登壇し、着席しながらも、力強く熱弁をふるった。その姿は、会場にいた人たちの脳裏に焼きついていることだろう。越田さんは日本平和学会北海道地区研究会の中心メンバーとして精力的な活動を続けていた。それだけに北海道／アイヌモシリの私たちの喪失感は大い。このキャラバンの報告原稿「平和学と植民地責任—市民の科学としての平和学をめざして」、そして編著書『アイヌモシリと平和』(越田2012)に刻まれた越田さんの言葉を読み返し、課題を引き継いでいくことが、私たちの役目である。そのキーワードのひとつ

つがまさしく「脱植民地化」である。「脱植民地化のための平和学とは」——これを問い続け、平和学を再創造していくという課題が日本平和学会には残された。この第4回全国キャラバンがそのための出発点となることを、越田さんは願っていたであろう。

文 献

- 阿部浩己2010『国際法の暴力を超えて』岩波書店
井上勝生2006「札幌農学校と植民学の誕生——佐藤昌介を中心に」酒井哲哉(責任編集『「帝国」編成の系譜』(岩波講座「帝国」日本の学知 第一巻): 11-41
上村英明2001『先住民族の「近代史」——植民地主義を超えるために』平凡社
植木哲也
2008『学問の暴力: アイヌ墓地はなぜあばかれたか』春風社
萱野茂1977「私とアイヌ文化」オホーツク民衆史講座(編)『語り出した民衆の記録—オホーツク民衆史—』オホーツク民衆史講座: 45-54
越田清和(編)2012『アイヌモシリと平和——〈北海道〉を平和学する!』法律文化社
永原陽子(編)2009『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史』青木書店
成田龍一2010『「戦争経験」の戦後史—語られた体験／証言／記憶』岩波書店
花崎皋平1988『静かな大地——松浦武四郎とアイヌ民族』岩波書店
北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会(編)1997『古河講堂「旧標本庫」人骨問題報告書』北海道大学大学院文学研究科・文学部
松田素二1999『抵抗する都市——ナイロビ 移民の世界から』岩波書店

第5回全国キャラバンの報告

【第5回全国キャラバン】

「平和の再定義」を目指して開催している全国キャラバンの第5回研究会を、中部・北陸地区研究会との共催により、2012年12月、名古屋で開催いたしました。国際法・国際機構論分野の3本の報告を起点として、現代世界における「平和の条件」をめぐる学際的で刺激的な対話の場となりました。開催にご尽力いただいた中部・北陸地区研究会の皆様、ご参加くださった皆様、ありがとうございました。研究会の概要は、下記の阿部会員と西会員の報告要旨、石田会員の討論要旨をご参照ください。なお学会HPには、阿部会員と西会員の報告ペーパーがアップされておりますので、あわせてご参照ください。（学会事務局：黒田俊郎）

共通テーマ：法、人権、国際機構と平和の再定義

日時：12月8日（土）午後2時～5時30分

場所：南山大学名古屋キャンパス

プログラム

報告

阿部浩己（神奈川大学）「核・開発・人権～ポスト3/11の平和学」

西平等（関西大学）「処罰による平和、赦免による平和—古典的国際法におけるamnesty条項の意義」

山田哲也（南山大学）「国際機構は〈平和の装置〉か〈暴力の装置〉か？～国際機構論の存在意義を巡って～」

司会・討論 石田淳（東京大学）

日本平和学会第5回全国キャラバン報告要旨：原子力災害と人権

阿部浩己（神奈川大学）

天災と人災、つまりは不運と不正義の境界線をどこに引くのかは決して容易な作業ではないが、災害言説にあって明瞭に感知できるのは、不正義が不運の領分に侵入し続けている様である。災害はかつて人智を超える「神の仕業」あるいは不運として処理される側面が強かった。今日においても不可抗力（想定外の事態）ないし天罰といったものに結び付ける思考様式は依然として

根強いものの、それでも、災害を超常現象ならぬ日常現象ととらえ、科学的な知見に基づく予防措置等により防災・減災が可能であるという認識が着実に広まっていることは紛れもない。

こうした言説変容を促している要因の1つは、いうまでもなく国家活動の拡大にある。現代は社会生活の隅々にまで行政の規制が及ぶ時代であり、このため国家の責任、言い換えれば「不正義」の局面が増幅されていくのは事理の必然といってよい。また、政治過程へのアクセスの度合いによって住民の脆弱度が決せられることを詳らかにしたセンの画期的分析が、ひとり飢僅の場合を超えて災害一般に妥当するとの認識が共有されるようになったこともいうまでもない。

不正義の領分の広がりや、災害時における住民・人間の位置づけを転換させる誘因にもなっている。現に被災者は、いまや強者の助けを待つ脆弱な「要保護者」から、災害の防止と復旧・復興に主体的に関与する「権利の主体」として立ち上げ直されている。「自然災害時における人々の保護に関するIASC活動ガイドライン」は、次のようにいう。「被災者は、単に慈善活動の恩恵を受ける受動的な立場ではなく、特定の義務履行者に対し権利を主張できる個別の権利保持者ということになる。…被災者は法の真空地帯に生きているわけではない。被災者は、国際的・地域的な人権文書を批准し、人権を保護する憲法、法律、規則および制度を備えた国に住んでいる国民である。従って、国家は、その管轄下にある市民およびその他の人々の人権を尊重し、保護し、充足する直接の責任を負っている」。

こうして災害が不正義や人権の文脈に引きつけて語られるなかであって、国際法秩序における災害の位置づけにも変化が生じつつある。災害、とりわけ自然災害と国際法の規範的結び付きはこれまで希薄といってよいままに推移してきた。国家間の重大な利益に系統的にかかわる安全保障や通商取引等とは異なり、自然災害は1国内で収束する短期的な事態として、国際社会の対応も、バツテル以来変わらぬ人道主義humanitarianismの発現にとどまってきたところがある。もっとも、国際関係において顕現する人道主義には政治・外交的利害が仮託されるのが常といってよく、このゆえに、災害をどう定義し、いかなる場合に救援・救助活動を展開するかについて法的な縛りを緩やかにしておくことは、なにより各国の主権的利益にかなう事態でもあった。

冷戦が終結し21世紀に入ると、災害（自然災害）は国際関係に系統的関わりを持つ問題としての性格付けをいっそう強めていく。災害のもたらす人的・経済的コスト、なかでも発展途上国の災害が引き起こすグローバル経済への影響を看過できなくなってきたとの認識をその背景に見て取れる。その一方で、災害は「人間の安全保障」を含む安全保障言説の枠組みにあって安定した国際秩序を紊乱する要因の1つとみなされるようになり、さらには、上述したように災害と国際人権保障の結び付きも強まっている。災害は、たとえ自然災害であっても、人道主義の領野に据え置かれるものではなく、主権行使の在り方を規制（調整）すべき法的課題へと、その位置づけを変容しつつあるといつてよい。

原子力災害は、こうした災害言説一般と連動しつつも、その際立った特異性ゆえに、特殊な法言説をもって表現されてきているところがある。人権の視座を踏まえ、本報告では、次のような目次を立てて報告した。

- 1 「不運」と「不正義」の間—災害言説の変容
- 2 核の平和利用への国際的対応
 - (1) 原子力災害の特異性
 - (2) IAEAの安全規制と人権
- 3 原子力災害への人権アプローチ
 - (1) 国際人権機関における放射能汚染の取扱い
 - (2) 実体的権利としての環境権
 - (3) 国家の義務、環境権の手続的保障
- 4 フクシマと人権
 - (1) 不正義の断層
 - (2) 被災者の位置
 - (3) 放射能の拡散
- 5 原子力と国際人権保障
 - (1) 国際法における核の平和利用・再考
 - (2) 「犠牲のシステム」と「開発」

他の災害には見られぬ被曝という特異な危険性を有し、人権の理念に違背する構造を有するものでありながら、国際人権法言説は原子力発電の生み出す事態に微温的な懸念を示すにとどまってきたきらいがある。原子力の利用自体が国際法上適法とされていることに加えて、高度の専門性と安全保障の機微にかかわる原子力の問題はIAEA等の機関にその扱いを委ねるべきという意識がその誘因になってきたことは否めまいが、同時に、原子力が発電に結び付き、電力こそが経済成長（開発）の支柱とされてきた事情もまた、核の平和利用への根源的批判を抑制する大きな要因になってきた。

国際法は、人権法も含めて、開発（発展）と「キャッチ・アップ」の思想を基に推進されてきた。伝統的な制度を近代の制度に置換するのが開発であり、開発は「南」が経済的に「北」に追いつくことを意味する。そして、その過程を正統化する政治的機能が国際法に託されてきた。人権の水準も、自由権であれ社会権であれ、基本的には西洋の「先進的」制度を採用し拡充することによって向上するとの了解が共有されてきたといつてよい。こうした認識枠組みにあっては、開発そのものへの批判的な視座は容易に涵養されず、なにより経済成長に随伴する暴力を人権侵害として構成する言説の構築もことのほか困難であった。開発は一方にあっては国際人権法の死角であり、他方では国際人権法を支えるイデオロギーそのものでもあった。高度な危険性を有し、大規模な人権問題を引き起こす原子力発電への微温的な態度には、開発あるいは経済成長に向けられた国際人権法の温容が象徴的に透写されている。

イヴァン・イリイチがいうように、制度化・開発は、官僚化された「専門家的権力」によって推進されてきている。原子力発電はその典型というべきものであり、増幅されるその専門家的権力システムの中に人間の生存がまるごと絡め取られつつある。この事象と対極に位置するものとして、イリイチは「人々が日常の必要を満足させるような自立的で非市場的な行為」を意味するヴァナキュラーvernacularな価値の重要性を説く。世界各地に棲まう無数の人々・民衆が体现するそうしたヴァナキュラーな価値への想像力を巡らすことは、専門家的権力の帰結というべき3・11を経験した今日にあって、ますます有意性を増しているのではないか。必要な情報といっそう高水準の「安全規制」を確保することは当然として、人権に対するこれほどの脅威とリスクを抱えた「核の平和利用」（原子力発電）の存在そのものにどのように向き合うかを根源的な次元で考究することは、いまや国際人権保障に取り組むうえで避けて通れぬ営みといふべきである、ということをも本報告のまとめとした。

日本平和学会第5回全国キャラバン報告要旨：処罰による平和、赦免による平和～平和条約におけるAmnesty条項の意義について～

西平等（関西大学）

伝統的な国際法は、国家間の権利・義務関係を規制するものと理解されており、したがって、その違反についての責任追及も、国家に対してのみ行われると考えられてきた。しかし、このような伝統的国際法の思考が、違

反を現実に行った者に対する責任追及を困難とし、人道の理念の実現にとって障壁となる、という考え方が、20世紀以降、強まっている。そのような考え方によれば、違反行為を行った個人を確実に処罰することによってこそ、国際人道法の実効的な遵守が確保され、ひいては平和の維持に貢献することになる、というのである。このような「処罰による平和」という構想を動因として、20世紀末以降、国際人道法違反を理由とする個人処罰の仕組みが、国際手続であるか、国内手続であるかを問わず、急速に発展してきた。

他方で、近年では、このような個人処罰の傾向に対し、揺り戻しがみられる。それは、「赦免による平和」というべき構想であり、具体的には、amnesty（個人責任追及もしくは個人処罰の赦免）の役割の再評価として論じられる。そもそも、第一次世界大戦より前の古典的国際法学においては、amnesty条項は、平和条約の基本原則であり、明文の規定がなくともその趣旨が推定されると考えられていた。このamnesty条項の基本的な意義は、忘却（amnesia）によって、国家間戦争終了後も私人間において対立が存続し続けることを遮断することである。そして、その思想的な地盤は、戦争を国家間の関係として構成することによって、私人をその影響からできる限りまぬがれさせようとした、古典的戦争法の基本原理に求められる。

今日の主要な戦争形態である内戦においては、集団間・私人間の苛烈な憎悪と残虐が極まっており、このような状況に対して、果たして、「処罰による平和」と「赦免による平和」のいずれがより良き構想であるか、という問いは、十分に問われるに値するものであろう。

第5回全国キャラバン討論要旨

石田淳（東京大学）

平和の再定義は、《平和の条件》を探求することを設置目的に掲げる平和学会にとって、避けては通れない問題であろう。今回は、国際法分野の3本の報告を起点とした学際的な対話を期待したい。まず、討論者として、個々の報告についての応答という形で問題を提起したい。

◇阿部浩己報告（「核・開発・人権～ポスト3/11の平和学」）について

既に多くの論者が指摘するように、原発問題の基本構図は、現実の、あるいは潜在的な人権侵害（典型的には事故による被災）が、単に科学的に不確実であるばかり

か、地域的に偏在しているために、多数者の権利を脅かすものにならないゆえに、少数者の権利侵害が多数者の黙認のもとに発生するというものだろう。まさに多数者支配の死角に生じた問題と言える。

たしかに、放射能による環境劣化は人権侵害であるとする議論には共感するが、被災者に対する手厚い事後救済を要請する国際的な圧力は簡単に強まりそうもない。というのも、被災者に対する人権侵害を放置したところで、それは領域主権国家体制の安定に対する脅威とはならないからである。この意味において、《少数者の権利保障》を国際社会が要請するという20世紀の構図の再現を期待することはできない。つまり、少数者集団に属する個人としての人権の保障を国際社会が求めたのは、それを放置しては、集団としての権利を保障してくれる国家の形成を、分離独立という形で求める動きに歯止めがかからなくなるからではあった。補償（再配分）を要求する主体である被災者には分離独立のような強力な選択肢はなく、それゆえに事後救済を要請する国際的な圧力も微温的なものにとどまるのではないか。

◇西平等報告（「処罰による平和、赦免による平和—古典的国際法におけるamnesty条項の意義」）について

《処罰による平和》が想定する処罰には、国家間の平和を脅かすもの処罰と、国内の平和を脅かすもの処罰と二つある。言い換えれば、指導者個人の処罰にも、「平和に対する罪」に責任のある指導者個人の処罰と、「人道に対する罪」に責任のある指導者個人の処罰との二類型がある。

この処罰による平和の発想は、《棲み分けの秩序》との間に緊張関係を生む。すなわち、不干渉主義型の空間的棲み分けの秩序と、旧体制下の、あるいは紛争下の残虐行為を不問に付す時間的棲み分けの秩序である。とりわけ、体制移行期や、紛争終結期において、体制移行前の、あるいは紛争終結前の残虐行為・迫害行為に責任のある指導者個人の刑事訴追に踏み切ることは、紛争の交渉による終結（negotiated settlement）や体制の交渉による移行（negotiated transition）を阻害しかねない。政治学では、内戦後の和平交渉や非民主的体制の移行のように、国内において完結する事象についても、指導者個人の刑事責任の追及が、当該指導者を含む関係者の合意形成（とそれに基づく紛争の終結や体制の移行）を阻むことにはならないかという問題をめぐって、議論が重ねられてきた。国際法思想が、平和の二面性を捉えるものであったことに異論はないが、この二面性は必ず

しも国際法思想に特有のものではないのではないだろうか。

◇山田哲也報告（「国際機構は「平和の装置」か「暴力の装置」か？——国際機構論の存在意義を巡って」）について

国際機構が、国際の平和および安全を維持・回復するために果たす役割を評価する際に考慮すべきは、国際機構の存在が個別国家の行動に与える影響であろう。たとえば、国際機構が平和にコミットすれば、平和は実現されるというものだろうか。二つの局面を例に挙げよう。

第一に、冷戦の終結後、国連安保理における常任理事国が平和に対する脅威認識を共有するに至り、従前以上に、平和に対する脅威を認定する範囲を拡大したことはよく知られる。その結果何が起きたかと言えば、NATOによるユーゴ空爆（1999年）、アフガニスタン戦争（2001年）、イラク戦争（2003年）に見られたように、まず安保理が積極的に脅威を認定したうえで、特定加盟国（ユーゴスラヴィア、アフガニスタン、イラク）に一定の行

動を求める決議を採択し、それを受けて個別国家がその履行を当該諸国に強要するものの、当該諸国がそれに応じないために、米英等の個別国家が武力行使の威嚇を実行に移すという形で戦争が勃発した。このように、安保理が平和を維持・回復するために積極的に決議を採択した結果として、個別国家による武力行使が発生したのである。この平和の逆説とも言うべき現象はどのように理解すればよいだろうか。

第二に、冷戦終結後、国連を筆頭に、国際機構は紛争後の平和構築に積極的な姿勢をとるようになったが、これは武力紛争に伴う費用を第三者が肩代わりすることを意味する。戦後の占領費用の負担を覚悟せずに武力行使に踏み切れるとすれば、それは個別国家が武力行使を躊躇する要因を取り除くことになりかねない。この意味において、国際社会の積極的な平和構築活動は、個別国家による武力行使を促進することにはならないだろうか。

日本平和学会協賛事業 川崎市平和館の「企画展Plus3」報告

毛利聡子（第20期副会長）

■経緯

2012年6月の理事会で、川崎市平和館開館20周年記念企画への協賛が承認されました。この協賛事業は、全国にある平和館・平和博物館・平和研究センターと日本平和学会との関係を強化したいという第19期執行部の構想を第20期執行部が引き継ぎ、協賛事業として実現の運びとなったものです。川崎市平和館の運営においては、かねてより大串和雄会員、遠藤誠治会員が運営委員を務めており、日本平和学会との間にパイプがありました。このことから、川崎市平和館との協働を全国の平和館等と日本平和学会との関係構築の第1歩に位置づけました。

20周年を迎えた川崎市平和館では、常設の展示に加え、テーマを設定した「企画展Plus3」と銘打った特別展示（約1カ月）が行われ、その中の1日がイベントに当てられることになりました。イベントは2部構成で、第I部は展示パネルを制作した高校生・大学生によるプレゼンテーション、第II部は講演とディスカッションで、日本平和学会会員はプレゼンテーション時のディスカッションを進めるモデレーターの役割を果たすとともに、

講演・ワークショップを担当しました。以下は、具体的な活動内容です。

■活動内容

□第1回：テーマ「紛争と和解」

開催期間：2012年6月26日～7月28日

イベント：「ユースと語る紛争と和解」

日時：2012年7月21日（土） 13:00-16:30

参加者数：約60名（文教大学20名、フェリス大18名、麻生高校10名、一般参加約10名）

講師兼モデレーター：山田満会員（早稲田大学）

内容：第I部は、文教大学国際理解学科1年生の2チームがルワンダでの内戦とガチャチャ裁判、ボスニア＝ヘルツェゴビナ紛争、麻生高校3年生がアパートヘイト問題を取り上げ、プレゼンテーションを行った。紛争を起こした当事者を処罰するのと赦すのと、どちらが紛争予防につながるのかについて、他の参加者とともにディスカッションを行った。山田会員がファシリテーターを務めた。第II部は、山田会員の講演が行われ、来場者と意見交換をした。



(写真1 ファシリテーターを務める山田満会員)

□企画展「メディアから考える平和」

開催期間：2012年11月14日～12月13日

第1回イベント：「ユースと語るメディア」

日時：2012年11月17日(土) 13:00-16:30

参加者数：約20名

講師兼モデレーター：中野彩子会員(毎日新聞社コンテンツ事業本部)

内容：第Ⅰ部は中野会員によるアイスブレイキングの後、明治学院大学の学生による2つのプレゼンテーションがあり、SNSと既存のメディアをめぐって参加者間でディスカッションを行った。第Ⅱ部は、自らが主要なマス・メディアに身をおく中野会員から、マス・メディアとSNSそれぞれの利点と欠点が提示され、メディア・リテラシーに対する問題提起がなされた。



(写真2 レクチャーをする中野彩子会員)

第2回イベント：「日本平和学会と考えるメディア」

日時：2012年12月1日(土) 13:00-16:30

参加者数：約20名

ドキュメンタリー映画「ヒロシマナガサキ～白い光、黒い雨、あの夏の記憶～」

解説／高原孝生会員(明治学院大学)

司会進行／石田淳会員(東京大学)

内容：スティーヴン・オカザキ監督のドキュメンタリー映画『ヒロシマ・ナガサキ—白い光・黒い雨』を題材に、ドキュメンタリー作品が戦争における暴力をどのように描くかによって、われわれの平和観・戦争観がどのような影響を受けるかという問題を、映画の解説と来場者との討論を通じて考えた。



(写真3 解説をする高原孝生会員)

□第2回：テーマ「貧困と格差から考える平和」

開催期間：2012年12月22日～2013年1月31日

イベント：「ユースと語る貧困と格差」

日時：2013年1月19日(土) 14:30～18:00

参加者数：約20名(住吉高校4名、麻生高校3名、明治学院大6名、一般参加者7～8名)

講師兼モデレーター：堀芳枝会員(恵泉女学園大学)



(写真4 講演をする堀芳枝会員)

内容：アイスブレイキングの後、住吉高校、麻生高校、明治学院大学から3つのプレゼンテーションがあり、各グループでディスカッションを行った。第Ⅰ部は、小グループに分かれたこともあり、活発な意見交換がなされた。住吉高校では、総合的な学習の時間を使って国際理解講座を開き、生徒がテーマを選んで調べ学習を行い、

今回はその中からベストに選ばれた生徒が発表をしてくれた。とても意識が高く驚かされた。第Ⅱ部は、堀会員から「貧困と格差から考える平和～海の向こうの彼女たちと私たちを結ぶモノ～」というテーマで講演が行われた。「100円ショップ」を事例に、身近なモノの生産がアジアの女性たちの低賃金長時間労働の上に成り立っているという問題が提示された。

□第3回 テーマ：「ヒトの移動から考える平和」

開催期間：2013年2月7日～3月5日

イベント：「ユースと語るヒトの移動」

日時：2013年2月24日（日）13:00-17:00

講師兼モデレーター：荻村哲朗会員（神奈川大学）、紀仁（東海大学）

参加者数：約25名（横浜商業高校5名、明治学院大学5名、Let's 国際ボランティア交流会、一般参加者）

内容：第Ⅰ部では、4つのグループに分かれてアイスブレイキングを行い、それぞれの移動の経験について語った。次に横浜商業高校グローバル部が「6つの視点からヒトの移動」というテーマでプレゼンテーションを行った後、明治学院大学ピースリングが横浜市泉区と大和市にまたがる県営いちょう団地でのフィールドワークの結果を発表した。各グループでディスカッションを行った。第Ⅱ部では、はじめに川崎市で国際相互理解・多文化共生社会の実現に取り組んできた小倉敬子さんから、Let's 国際ボランティア交流会の設立、活動についての報告があった。行政にして欲しいと言うのではなく、自分たちが始め、実績を積むことによって、行政が注目し、活動が制度化されていくという自らの経験にもとづくお話は非常に説得力があった。続いて、22歳の時、ボートピープルとしてベトナムを逃れ日本に来た紀仁氏が、自らの祖国脱出の体験を語った。荻村会員が質疑応答の形で紀仁氏から30年前の体験を引き出した。参加

者は、ベトナム脱出時の過酷な体験を直接、聞くことができ、貴重な機会となった。



（写真5 ベトナムを脱出する時の様子を話す紀仁氏。右は荻村会員）

■今後の取り組みについて

協賛という形で川崎市平和館の活動に関わるのは、初めてだったこともあり、手さぐり状態で始まりました。高校生・大学生が授業の一環、あるいは課外活動として、主体的に平和の問題に取り組んでいる様子を目の当たりにして、もっと多くの大学が高校との連携を平和学関連の授業に組み込むべきではないかという思いを強くしました。広報は、川崎市の専門調査委員である曙暉僚三氏にお任せしてしまいましたが、日本平和学会としても、もっと広報活動に取り組むことができたのではないかと反省しています。

1年がたち、当初の目的である全国にある平和館・平和博物館・平和研究センターと日本平和学会との関係を有機的に構築していくためには、今後、常設の体制を学会内に作っていく必要があると考えられます。今年度の経験をもとに、第20期執行部として次なるステップを検討し、学会の皆さんからご意見・アドバイスを頂きたいと思っております。

大阪女学院大学国際共生研究所

『国際共生』とは何か 報告

テーマ：『国際共生』とは何か：東北アジアの平和構築を例に

講演者：ヨハン・ガルトゥング博士 NGOトランセンド主宰

主催：大阪女学院大学 国際共生研究所

協力：トランセンド研究会、日本平和学会関西地区研究会

ファシリテーター：奥本 京子 大阪女学院大学 教授
日時：2013年4月12日（金）18時15分～20時30分

分（受付17時45分から）

会場：大阪女学院大学 会議室1

報告（要約）

一般に「共生」とはポジティブな概念としてとらえられているであろう。それに対して「国際」とは現在の国際情勢を鑑みるとネガティブな印象が強いのではないか。この2つの概念を合わせると、何が言えるか。東北アジア地域を例にとりて考えてみよう。

まず、「共生」の概念にあるものは、Conviviality（饗宴・ともに食事をする、「共生」とほとんど同義）、Tolerance（寛容）、Conversation（会話）、Commonality（共通性）の4点であろう。今までの（日本の）「共生」概念には、ひょっとしたら垂直構造や集団的指向により暴力が忍び込む可能性があったかもしれない。そこでは、均衡な関係を築くのが難しかったのではないか。家族・隣近所・村・宗教集団単位から発生した「共生」概念は、国家・国際レベルにおける共生には、本来、そぐわないことかもしれない。

しかし、東北アジアのコンフリクトを考えると、そこには、「国際共生」よっての解決の糸口を見つける可能性があるだろう。日本・韓国・北朝鮮・中国のすべてが均衡な関係を持ち、相互に関与するところから始まるであろう。そして、その4か国が、さらに米国との均衡を保つことができれば、そこには、東アジア共同体が成り立つ。それこそが、「国際共生」の実現となる。米国は、北朝鮮と外交関係を正常化し、平和条約を結ぶ。北朝鮮は、核兵器に対するコントロールをほかの核兵器保有国と同様の枠組みのコントロール下に置くということ約束する。日中関係においても、尖閣諸島を、排他的経済圏を超えて、東アジア共同体の管轄下に置く

（例えば、尖閣諸島から得る収入を、日本に40%、中国に40%、東アジア共同体に20%とする）。モンゴル、極東ロシア、他の地域も、この共同体に含まれる可能性もある。東アジア共同体は、米国をはじめとし太平洋諸国と均衡な関係を持つ。これらのような、すべての良いアイデアを持ち寄って、一つのお鍋に入れて、試してみるのである。ゼロサムゲーム・メンタリティを変え、共生メンタリティを創造する。エンパシー（理解すること）とダイアログによって、「国際共生」は実現するであろう

（要約文責 奥本京子）

当研究会における報告の改訂版は次に掲載されている（英語）。Johan Galtung, "[USA-East Asia Looking Into the Abyss](http://www.transcend.org/tms/2013/04/usa-east-asia-looking-into-the-abyss/)" 15 Apr 2013 - TRANSCEND Media Service (<http://www.transcend.org/tms/2013/04/usa-east-asia-looking-into-the-abyss/>)

2013年度 秋季研究集会自由論題部会（パッケージ提案）の募集

日本平和学会では、2013年度秋季研究集会での自由論題部会のパッケージ提案（報告・討論・司会をパッケージにしてご提案していただくもの）を募集します。（単独での報告希望者は、別途募集内容を参照してください。）

開催日及び会場

2013年11月9日（土）～10日（日）於 明治学院大学（白金キャンパス）

（なお自由論題部会（パッケージ提案）の開催日は2日目を予定しています。）

応募可能な方

部会構成員の全員が日本平和学会会員または応募の時点で入会申請書が受理済の方

応募方法

パッケージ提案の代表者の氏名、所属、連絡先（e-mailアドレスを含む）、部会のテーマとその趣旨、部会の構成、各報告者名とそれぞれの報告題目およびその概要

（1000～2000字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員会委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。なお、採用させていただくパッケージ提案につきましては、企画委員会から若干の変更などをお願いする場合があります。

締め切り

2013年6月30日（日）（郵送の場合は30日必着）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を2013年7月下旬を目処に、応募された代表者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

毛利聡子（日本平和学会第20期企画委員会委員長）
〒191-8506 東京都日野市程久保2-1-1
明星大学人文学部国際コミュニケーション学科
TEL: 042-591-5909
e-mail: mourie@leal.meisei-u.ac.jp

2013年度 秋季研究集会自由論題部会（単独報告）の募集

日本平和学会では、2013 年度秋季研究集会における自由論題部会での報告希望者を募集します。（自由論題部会のパッケージ提案については、別途募集内容を参照してください。）

開催日及び会場

2013 年 11 月 9 日（土）～10 日（日）於 明治学院大学（白金キャンパス）

応募可能な方

日本平和学会会員または応募の時点で入会申請書が受理済みの方

応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先住所および e-mail アドレス、報告タイトル、報告の概要(1000～2000 字程度)を記し、下記の日本平和学会企画委員会委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。

また、報告に関連する業績が既にある方は、ハードコピーまたはファイルを添付してください。

締め切り

2013 年 6 月 30 日（日）（郵送の場合は 30 日必着）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を 2013 年 7 月下旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

毛利聡子（日本平和学会第 20 期企画委員会委員長）
〒191-8506 東京都日野市程久保 2-1-1
明星大学人文学部国際コミュニケーション学科
TEL: 042-591-5909
e-mail: mourie@leal.meisei-u.ac.jp

『平和研究』第42号の投稿の呼びかけ

『平和研究』第42号は、「平和の主体論」というテーマの下で、2014年6月に刊行を予定しています。本号では、平和の「主体」、「担い手」に関する論稿を幅広く募集いたします。

現在、一国内にとどまらない形で貧困と排除が進行し、新たな雇用の形は人びとの生活をより脆弱なものにしています。また、国家間関係にとどまらない形の武力行使も大きく問題化しています。こうした〈暴力〉に対して、国家が平和の排他的な主体であることは不可能であることが明らかになっています。もちろん、事実（de facto）としての暴力の存在を前にして、どのように政策的に対応するのかということは重要です。しかし、こうした対応は、国際組織によるものであれ、政府によるものであれ、これまでの構造を前提とした上での改良主義にとどまってしまう危険性も伴っています。

今も昔も、構造自体を組み替える際の主体として立ち現れてきたのは、事実としての暴力を「にもかかわらず」認めない、という「自分にとっての正しさ」にこだわった人びとの規範的な対応です。圧倒的な暴力を前に、「にもかかわらず」「自分にとっての正しさ」を手放さず、生き延びようとする人びとの対応・抵抗は、どのように構造と切結んでいくのでしょうか。また、彼らの抵抗はおそらく外側に向けられるだけではなく、自分の内側、暴力を支えてきた自らの志向性自体へと向かうのかも

しれません。なぜなら、日本でも、南の社会でも、北の社会でも、構造は巧みな形で人びとの暮らしや心理に浸透しているからです。

特に3月11日以降、原発からの放射線の漏洩とその影響は一国内にとどまらないのはもちろんのこと、「核の平和利用」や「経済成長」といった私たちの生活のあり方を規定してきた前提そのものを問い直すことにつながっています。こうした状況の中で、被災地の人びと、あるいは放射能の影響から逃れようとする人びとの苦悩は深まっています。圧倒的な構造の力を前にした絶望もあちこちで見られます。それでも、暮らしの場から、地域の間から、人と人のつながりの中から、一人ひとりの内から、日本でも世界でも、様々な試みが立ち現れています。

以上を踏まえ、従来の「平和の主体」あるいは「変革主体」として考えられてきた主体にとどまらない、暮らしの場を含む多様な場での多様な主体に関するご高論を期待しています。政治学や法学の他、社会学、人類学、歴史学、哲学、開発学、環境学等の多様なディシプリン、あるいは「ディシプリン」を超えた視点からの応募を積極的に歓迎します。

なお、投稿された論文は査読を経たうえで編集委員会が掲載の可否を判断いたします。ふるってご応募下さい。

分量：1万6000字以内（厳守）

投稿の申し込み締切り：2013年5月31日

投稿原稿の提出締切り：2013年8月31日

応募先：船田クラークンさやか（東京外国語大学）
sayakafc(a)tufs.ac.jp 並びに浪岡新太郎（明治学院
大学）namiokas(a)k.meijigakuin.ac.jpにお送りくださ
い。

投稿申し込み方法：左記を締め切りまでに送信下さい。(1)
論文仮題、(2)要約（2000字程度）、(3)住所、電話・
ファックス番号、メールアドレス。

注意事項：

* 投稿資格は会員または会員登録申請中の方に限り
ます。

* 提出論文について：申込みの仮題・要約に沿ったも
ののみ受け付けます。

* 申込みには受領確認メールを返信いたしますので、
万一返信がない場合は再度ご連絡ください。

地区研究会報告

関西地区

関西地区研究会としては、第20期2012年度活動は以下
の通りであった。

1) 2012年9月16日13:30~16:00「平和アニメ&ピ
ースセッション」と題し、大阪社会フォーラムにてブ
ースを1つ借り、企画・運営。平和教育アニメーションプ
ロジェクト、トランセンド研究会、日本平和学会関西地
区研究会による共同主催、ファシリテーターは、奥本京
子と想本絵理、エルおおさかを会場にアニメの上演とワ
ークショップが実践された。アニメDVDとブックレッ
ト『みんながHappyになる方法』を、平和教育・活
動の一例として紹介し、平和の創り方を具体的に提示、
参加者に実践を呼びかける。紛争解決型方法論を、アニ
メという年齢を問わず用いることのできるツールを通
して普及しようとする画期的な試みであろう。

2) 2012年11月29日（木）18:00~20:30「中国にお
ける平和学事情：日中間の和解をめぐる」と題し、劉
成（中華人民共和国・南京大学歴史学系教授）による講
演と質疑応答。立命館大学社会システム研究所アジア社
会プロジェクトが主催、日本平和学会関西地区研究会が

協賛の形で、キャンパスプラザ京都において行われた。
中国において平和学・紛争転換学を普及しようとする劉
教授による、今までの道のりや工夫について話を聞く。
その後、参加者からは、中国において平和学を普及する
にあたっての苦労や課題について質疑応答を行った。中
国の状況を知る貴重な機会となった。

3) 2013年2月1日（金）18:00~20:30「核兵器、
平和の文化、そして芸術アプローチ」と題し、スティ
ブン・リーパー（広島平和文化センター理事長）による
講演を企画・運営。日本平和学会関西地区研究会、NARPI
日本ネットワークが共同主催し、大阪女学院大学・短期
大学を会場として実施された。氏の長年にわたる平和に
関する仕事を通し、核兵器廃絶や脱原発について学ぶ。
また、平和の文化、平和を創るための芸術アプローチの
役割について、「Project Now!」の活動を通して参加者
と共に議論を試みた。

（文責：世話人、奥本京子）

日本平和学会第20期役員

(2012年1月1日～2013年12月31日)

【執行部】

会長 阿部浩己
 副会長 高原孝生、毛利聡子
 企画委員長 毛利聡子
 編集委員長 佐々木寛
 渉外委員長 君島東彦
 広報委員長 小田博志
 事務局長 黒田俊郎

【理事】 太字は地区研究会代表者

[北海道・東北] 小田博志、**片野淳彦**
 [関東] 阿部浩己、石田淳、石田勇治、内海愛子、遠藤誠治、勝俣誠、吉川元首藤もと子、小林誠、佐伯奈津子、高原孝生、竹内久顕、浪岡新太郎、蓮井誠一郎、古沢希代子、**堀芳枝**、毛利聡子、最上敏樹
 [中部] 黒田俊郎、児玉克哉、佐々木寛、**山田哲也**
 [関西] 秋林こずえ、内田みどり、大津留（北川）智恵子、**奥本京子**、木戸衛一、君島東彦、土佐弘之、峯陽一、山根和代
 [中国・四国] 佐渡紀子、**篠田英朗**、高橋博子
 [九州] 石川捷治、大平剛、**木村朗**
 [沖縄] 島袋純、**高良鉄美**

【監事】 ロニー・アレキサンダー、横山正樹

【委員会】

【企画委員会】 足羽與志子、岡野内正、柄谷利恵子、金敬黙、島袋純、清水奈名子、竹内久顕、戸田真紀子、藤岡美恵子、毛利聡子
 【編集委員会】 桐山孝信、黒崎輝、佐々木寛、佐藤史郎、浪岡新太郎、西平等、蓮井誠一郎、船田クラーセンさやか
 【渉外委員会】 浅川和也、奥本京子、君島東彦、清末愛砂、中野佳裕、山根和代
 【広報委員会】 阿知良洋平、石井正子、小田博志、佐藤壮広、前田幸男
 【事務局】 近江美保、小澤薫、黒田俊郎、浪岡新太郎

【40周年企画ワーキンググループ】 *はワーキンググループ主任

[『平和を考える50冊』ワーキンググループ]
 *佐々木寛、*堀芳枝
 [『平和研究20の論点』ワーキンググループ]
 *遠藤誠治、黒崎輝、佐伯奈津子、高原孝生、墓田桂、山田哲也
 [『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』ワーキンググループ]
 *石田淳、内海愛子、我部政明、東大作、最上敏樹

日本平和学会分科会および分科会代表者一覧

(2013年4月1日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③東南アジア	責任者：日下部尚徳
④植民地主義と平和（旧称：市民と平和）	責任者：佐伯奈津子、藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：佐渡紀子
⑥アフリカ	責任者：篠原 収、藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：竹内久顕
⑨ジェンダーと平和	責任者：森玲子
⑩平和文化	責任者：鈴木規夫、渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	責任者：原田太津男、佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：福島在行
⑯公共性と平和	責任者：玉井雅隆
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人、木村朗
⑲戦争と空爆問題研究会	責任者：荒井信一、伊香俊哉、前田哲男
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 平井 朗
同 副世話人 佐渡紀子

※ 連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 20 No. 3 (2013年4月15日発行)

発行所：日本平和学会第20期事務局

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学国際地域学部 黒田俊郎研究室内

Fax: 025-270-5173 E-mail: office@psaj.org<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：小田博志 編集担当：阿知良洋平 石井正子